

平成 22 年 12 月 8 日

第 4 回 御嵩町議会定例会会議録（第 2 号）

議事日程第2号

平成22年12月8日（水曜日） 午前9時01分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（11名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原 勇	11番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一
教育担当参事 渡辺義弘	まちづくり担当参事 堀 智考
総務課長 田中康文	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村 悟	税務課長 日比野 優
住民環境課長 伊佐治 徳保	保険長寿課長 山田 徹
福祉課長 若尾要司	農林課長 安藤信治
上下水道課長 伊左次 一郎	建設課長 吉田隆博
会計管理者 藤木伸治	学校教育課長 田中秀典
生涯学習課長 玉木幸治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間 英 明

議会事務局書記 加藤 暢 彦

開議の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

なお、開議に先立ちまして、新聞各社より本日の議会の撮影についての申し出がございました。並びに議会報の写真を撮ることも申し出がありましたので、この2件について許します。ただいま新聞社の方につきましては入場いただきました。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、議会だよりに使用するため、議会事務局職員による写真撮影をこの下の場でも許可いたしますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 大沢まり子さん、7番 岡本隆子さんの2名を指名いたします。

一般質問

議長（鈴木元八君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いしたいと思います。

3番 早川文人君。一問一答方式で出ておりますので、よろしくお願いいたします。

3番（早川文人君）

おはようございます。

先般、議長あてに通告いたしました内容について質問をいたします。

最初に、町長選挙への立候補についてであります。

来年平成23年は、町長選と議会議員選の年に当たります。従来であれば町長選が4月に行わ

れます。現渡辺公夫町長に、2期目への立候補についてお伺いをいたします。

先般、定例会一般質問で1期目の町長選マニフェストについてお尋ねをいたしました。このマニフェストに掲げられた一般家庭の水道料金10%値下げ、小・中児童・生徒の医療費の無料化、低学年30人未満学級の実現等について公約を果たされました。今後の御嵩町における重要課題は、一つに無水道地区解消への取り組み、一つに亜炭鉱害への取り組み、一つに名鉄広見線存続問題等、山積をしている問題の解消に向けていかに導くかであります。

従来であれば町長選が4月に行われると言いましたが、先般、選挙管理委員会から来年の町長選と議会議員選の同時選挙について議会に問い合わせがあり、議員の多数が従来どおり4月の町長選を選択いたしました。今後、住民の意見を聞き、最終判断されるようではありますが、私は、以前の定例会一般質問で同時選挙を要望しましたので、同時選挙になることを期待いたしております。

町長に望むことは、御嵩町を将来どのようなまちにするかであります。例えば観光で生きていくのか、物づくりのまちにするのか、農産物の生産、商業地にするのか、近隣市町村との合併は考えず、将来も御嵩町単独で生きていくのかなどが考えられ、町民に夢を抱かせるかじ取りをお願いしたいと思います。

ここで質問をいたします。平成23年の町長選挙の立候補について、現渡辺公夫町長は、来年平成23年に実施される御嵩町町長選挙に2期目として立候補する意思がおありになりますか、お伺いをいたします。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

おはようございます。

早川議員の質問内容をいただきまして、4年前の自分のことを考えてみました。柳川前町長がまだ引退をされるとは一言もおっしゃっていなかったわけではありますが、私自身はもう潮どきだなということを感じておりました。柳川町長を町長にするため本当に頑張ったと、自分でもその時点では褒めることができたわけではありますが、少なくとも私が議員になりましたのは、柳川町政を何とか支えたいというような思いで議員に出てきたという立場でありましたので、柳川前町長が潮どきということは、私も議員として潮どきということを考えておりました。4月と7月ということでありましたが、議員として7月には引退をするというつもりでおりました。ただ、それからの状況が一変しまして、このような4年たった立場で再出馬の質問を受けるような、そんな立場になるとは、4年前の12月定例会で夢想だもしなかったことであります。そういう意味では、人の人生というのは、本当にちょっとしたことで大きく変わってくるもの

だなどということをつくづく感じながら、早川議員の質問をお受けさせていただきました。

それでは御答弁をさせていただきます。

まず、立候補の意思ということではありますが、先月、上之郷から伏見の私の後援会の主要メンバーと進退について御相談する場を持ちました。皆様からは身に余る評価をいただき、また強固な支持の意思をいただきました。来年行われます、これが4月か6月かはわかりませんが、町長選出馬を決意いたしました。御理解を賜りたいと思います。また、来週には青年部の方から忘年会の席へのお誘いがありましたので、青年部の皆さんと和気あいあいとする中で、きょうのこの発言を青年部の方々にお伝えしたいと思っております。そして年が明けましたら、当然上之郷から伏見までの女性部の方もお見えになりますので、そのような場を持ちまして、でき得れば一日も早く後援会全体の会議を開催し、早目に事務所の設営をしたいと、このように考えております。

同日選挙というのは、選挙管理委員会でお決めになることですので、私も1度だけ選挙管理委員の皆さんと協議の場を持ちました。公室で1時間足らずだったと思いますが、私が申し上げたのは、以前、早川議員の御質問にお答えした内容と全く同じことをお答えしておきました。議会の皆さんにも事情聴取があったようでありますので、それぞれの方々がそれぞれの考え方をもちだすと思いますので、来年2月の終わりごろには結論を出さなければいけないそうですので、それまで粛々と結果を待ちたいというふうに思っておりますが、4月であれ6月であれ、態勢の方はそうした形をつくってまいりたいというふうに思っております。

選挙に出る以上は、やはり今はもうマニフェスト選挙ということでもありますし、私が、このマニフェストの形になってきたのは16年前ということになるんでしょうけれど、柳川前町長を町長にすべく、いろんな形のものをつくりました。これが本当のマニフェスト選挙の始まりであったのかなあということはいまだに思っているわけではありますが、当然口約束ではなく、紙の上での約束をしなければいけないというふうに思っておりますので、マニフェストについては、早目に作成いたしまして、町民の方々に理解を深めていただく時間を少しでも多くとりたいと考えております。

その内容については、議員御指摘のとおり、無水道、亜炭鉱害、名鉄広見線については当然織り込まれることとなります。また、織り込まねばならないと考えております。正直申しますと、今回、大沢議員の方からも質問があるようではありますが、これは違ったものではあるんですが、国の補正予算が通りまして、ワクチンの半額助成というのが出てまいりました。近隣の町村でも実施しているところがあるんですが、自治体単独での補助制度を導入しておられます。そういう意味では、実施自体は2月、1月中旬終わりから2月になるかと思いますが、子宮頸がんワクチン（HPV）、インフルエンザ菌（ヒブ）、それから肺炎球菌、これについ

ての半額助成というのはマニフェストに入れなければいけないと思っておりましたが、もうスタートするのであれば、わずか数ヵ月でその対象になるならないという子供が出てくるのはいささか気の毒だと思いますので、1月年明け早々に臨時議会を開きまして、でき得れば議会の皆さんに理解をいただき、町からの半額助成もしていきたいということを考えておりますので、マニフェストの方からは削除せねばならないなということはっております。

マニフェスト作成時に非常に重要なことであるのは、町単で決定できる内容については、その財源も明確にしなければいけないということでもあります。私が4年前のマニフェストに、無水道地域に対して、やるということを明言していません。これは、財源というよりも、幾らかかるかすらもわからない状態でしたので、無水道地域について本格的な交渉を始めるという内容にとどめておりました。その後、総額がおおむね出ましたので、いけるかいけないかということが、いわゆる財政的な問題として検討が必要であったと。その検討を重ねた上で、いけるという決定をさせていただいたということですが、財源が非常に大切になってくるということ。また、国や県、他自治体、団体、そして企業など、相手のある事業につきましても、どのような交渉をしていくのか、この説明が必要となってくるかと思えます。これらを意識しまして、でき得る限り精度の高いマニフェストを作成したいと考えております。前回の選挙では、私の約12年の議会議員の生活、また得た知識等々が大変役に立ったと思っておりますので、今回は4年間町長として仕事をさせていただきましたので、町長としてももう少し精度の高い、皆さんにわかりやすいマニフェストができると確信しております。

余談であります。早川議員のおっしゃったように、情緒的に言えば、先に希望の光が見えるような、そんなものにしたいということは意識下に置きたいと思っておりますので、御理解の方よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、一問一答ですので、1問目の質問に対する答弁は終えますが、今後そうした態勢を整えつつ、出馬の決意をさせていただきましたことを御報告申し上げます。ありがとうございました。

[3番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

3番 早川文人君。

3番（早川文人君）

関連質問で、2番目は町長の立候補の決意を聞いてから質問しようということで、マニフェストの問題を取り上げておりましたが、ただいま回答の中で、マニフェストの無水道、亜炭鉱害、名鉄広見線、この三つの大きな問題につきましても、当然マニフェストに盛り込むというような答弁をいただきました。これのほかにマニフェストとして考えることがありましたら、

お答えをいただきたいと思います。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

現実問題といたしましては、人口微減という状況にあるのが御嵩町の現実であります。これは私議員の当時から、またこの3年半にわたって、町長としても人口政策というのは非常に重要であるということを申し上げてきました。なかなかうまくはいかないというのが現状でありますけれど、ほかの自治体と比較して、人口減の右肩下がりの部分については、緩やかであるのは事実でありますので、ここをまずは緩やかに右肩下がりを平行に持っていくと、真っすぐに持っていくと。その後、どうやって右肩上がりにしていくかということは非常に難しい問題ではありますが、挑戦する価値があるものと考えております。また、遊休農地等々についても、前沢で農業青年が1人頑張ってくれております。そういう方々、またその人脈を伝って、そういう若い人が農業をやりたいと思われる方を発掘していく。そして60歳定年で現役を退かれた方々についても、でき得る限り、お遊びでもいいですので、土と親しむというような意味でも、農業を始めていただけたらということをお思います。

日本経済、世界経済に関係してまいりますので、御嵩町だけで頑張っても実現はできませんでしょうが、グリーンテクノでも工業団地でもそうですが、まだあいている土地はあります。町有地ではございませんが、工場が土地を購入してから建てられていない企業もございますので、その企業に工場建設を促していくということも大変重要な仕事となるかと思っております、それらを組み込んでまいりたいと思っております。

私のマニフェストは、箇条書きにしたような私の思いをスタッフがチェックしながら、そして進化させていくという手法をとりますので、またスタッフの中からそうしたアイデアが出てくる可能性もありますので、今後、取りかかりましたら、御相談を申し上げつつ作成してまいりたいというふうに思っておりますので、早川議員からも、ぜひそういう意味ではいろんなアイデアをいただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

早川文人君。

3番（早川文人君）

それでは2問目に移ります。ボランティア団体への支援についてであります。

年配者の組織であります長寿会は、伏見地区長寿会が昨年度をもって解散し、町内の単位団はわずか二つの長寿会のみとなりました。私の自治会も、かつて長寿会がありましたが、数年

前に解散をいたしました。その折、有志により、親睦を目的に約25名程度でシニアの団体を結成し、現在まで活動しております。新たに結成した団体は、地域のボランティアとしての活動もしようと、町が募集した「御嵩をきれいにし隊」に応募し、平成19年度から毎月1回、ウォーキングを兼ね、地域のごみ拾い等清掃活動を行っております。また、平成20年度からは町のロードサポーター制度に応募し、地域の道路の草刈り清掃業務を実施しております。もう一つのボランティア団体として地域づくりグループがあり、町の地域づくり活動助成金申請団体であります。

地域づくり活動助成金交付事業について、申請団体から、事業要綱のうち団体構成員への人件費等の緩和策等につき要望をしまいましたが、本年9月28日付ふるさとづくり検討委員会委員長名で町長あてに助成対象についての報告をされ、一応の結論がなされました。10月17日に本年度の地域づくり活動助成金交付団体の中間報告会懇談会が開催され、懇談会の中で、この助成金申請団体は3年に限り申請することができるのとあり、4年目からは申請できない。地域づくり活動助成金制度は、活動主体に資金がない団体にとってありがたい制度であります。が、継続して助成される制度を望むとの意見が多数ありました。

ここで質問いたします。

一番初めに、ロードサポーター制度の見直しについてであります。

この制度の助成金は、3年間に限りとありますが、継続申請ができないか、お尋ねをいたします。河川堤防等、除草委託の方法は考えられないか、お尋ねをいたします。

二つ目に、地域づくり活動助成金制度について、この制度の申請は3年間に限りとありますが、継続申請の可能性があればお尋ねをいたします。

10月17日開催の中間報告会懇談会で、再度早急に申請団体の意見を聞く会を開催するということになっておりましたが、いまだに開催されておられません。担当者に聞いたところでは、開催の意思はないようであります。この懇談会では、ある団体の女性代表者の方が涙ながらに、継続して活動したいが、来年4年目を迎えて、町の活動助成金申請ができないことになれば、資金面で行き詰まり、活動の継続が危ぶまれるとの切実な発言もあったことをつけ加えておきます。

この二つの問題につきまして、御答弁をお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

ただいまの質問に対して、関係者は2人だと思いますので、まず最初に松岡建設部長、お願いします。

建設部長（松岡学一君）

それでは、早川議員の御質問にお答えいたします。

ロードサポーター制度の見直しについてであります。

この事業は、平成20年度から御嵩町地域環境保全活動支援金交付金要綱に基づきまして、町が管理する道路または河川の環境保全活動、いわゆる地域環境保全活動を自主的に行う団体、サポーターでございますが、こういった団体に対し、活動に係る支援金として1団体につき年間3万円を3年間交付しているものでございます。4年目以降につきましては、現状では支援金なしで活動していただくよう、各団体にはお願いをいたしました。

そこで、早川議員の一つ目の御質問の補助金の継続支給であります。担当といたしましては、平成23年度から活動が4年目に入る団体には、草刈り機の燃料代、あるいは替え刃等程度の費用の支援をしていきたいというふうに考えております。

二つ目の御質問の町道・河川等の除草委託でありますけれども、まず岐阜県が管理する一級河川のうち、可児川、切木川、平芝川、それから真名田川、比衣川、これにつきましては、毎年岐阜県からの県単堤防除草委託費により、地域の自治会、地域のボランティア団体等に委託をさせていただいております。町道の路肩等の除草につきましては、平成21年度から緊急雇用創出事業で、臨時雇用職員を募集して対応しております。平成21年度は8月から12月までの5ヵ月間、平成22年度は9月から1月までの5ヵ月間を実施いたしております。来年度以降も緊急雇用創出事業が継続されるようであれば、引き続き予算化していきたいと考えております。また、グリーンテクノみたけ周辺の町道除草とか街路樹の枝の剪定につきましては、ミニシルバーに委託をさせていただいております。

以上で、ロードサポーター制度での見直しについての答弁とさせていただきます。

議長（鈴木元八君）

続きまして、堀まちづくり担当参事。

まちづくり担当参事（堀 智考君）

私の方からは、早川議員の地域づくり助成の3年目以降の継続資金についてお答えさせていただきます。

まず、地域づくり活動助成制度につきましては、一般のグループ、あるいは団体が行政からの助成を受けながら活動を実施しております。現在の要綱上ではありますが、立ち上げ1年、それ以降3年、最長4年の助成の中で、御嵩町の活性化を図るために創意と工夫にあふれた自主的及び主体的な活動を目指すということになっております。平成13年度に制度が創設されて以来、平成17年度までにおきましては、最長5年、最大50万円の支給というふうになっておりましたが、17年度のふるさとづくり検討委員会の場で、より多くの団体が助成を受けられるようにしていく制度にすべき、それから団体の活動は早期に自立を目指すことを促進することが必要という観点から、平成18年度以降につきましては、先ほど申し上げましたように立ち上げ

1年、それ以降3年継続の、最長4年、最大20万円という助成期間の短縮及び限度額の引き下げを見直されたという過去の経緯もございます。

制度の改正以降、年間大体5.2団体から8.4団体へと、助成を受けられる団体が増大したということとともに、助成をした後に自立化できた団体が10団体から15団体へとふえるなど、団体活動自体の増大、及び自立化を促進する効果も生み出しております。一方で、6月議会で御説明させていただきましたとおり、この制度は、行政主導ではなく、住民と行政との協働の仕組みという形で制度化されておまして、町民や有識者等で構成されますふるさとづくり検討委員会が決定する仕組みとなっております。このため助成期間の再度見直しにつきましては、こうした過去の経緯や町の財政状況、それからこれまで自立化した団体との整合性、助成限度額の引き下げなどさまざまな観点から、再度ふるさとづくり検討委員会において十分に御検討いただき、その結果を踏まえて、改正するかどうかを検討してまいりたいと思います。

なお、この委員会におきましては、毎年、助成審査に当たり、各団体ごとに助成期間終了後の自主・自立化に向けた具体的な考え方を確認させていただくとともに、特に最終年度を迎える団体に対しては、翌年度以降の自主・自立化の意思を十分確認しながら助成を決定させていただいておりますことも十分御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、意見を聞く会についてお答えします。

10月17日に開催されました地域づくり助成団体の中間報告会で、助成団体間で意見を聞く会の開催が提案されましたが、こちらの方の提案につきましては、日本福祉大学の朝日先生が提案されたものでございます。朝日先生につきましては、地域づくり活動団体の、現在団体の代表者でもあり、御嵩町のまちづくりに対して貢献いただいているアドバイザー的な存在でありまして、この意見を聞く会の提案については、その両面から個人的に発せられたものというふうな考え方でありまして、その趣旨を先生に確認いたしましたところ、御嵩町のまちづくりは非常に積極的に行われているというふうにとらえておまして、3年間助成を受けた団体が地域づくり助成のこの制度から卒業して自主・自立をしていくためには、今後何をしていくべきか。特に行政以外からの補助金、あるいは助成金、あるいはいろんな活動資金の情報を取得しながら、自立化していくための提案をしていければということで、意見交換会を開催したいということが発端になっております。いずれにいたしましても、地域づくり助成制度の継続支給の問題にも関係いたしますので、朝日先生及びふるさとづくり検討委員会と十分に協議をしまして、今後の方向性を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

[3番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

3番 早川文人君。

3番（早川文人君）

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

続きまして、7番 岡本隆子さん。一問一答方式でよろしくお願ひします。

7番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、通告させていただいております2点について質問をさせていただきます。

1番目、前沢地区に計画されております医療系廃棄物処理施設についてでございます。

小和沢の産業廃棄物処分場計画が全面的に取り下げとなり、ほっと胸をなでおろした矢先、新たな産廃問題が計画され、驚きに耐えません。以前の小和沢の産廃処分場とは規模も形態も違いますが、対応を間違えればまちの将来に禍根を残しかねない大問題であると思っています。御嵩町がこれにどのように対処していくのか、大きく問われる問題であることは間違いありません。

まず、手続についてお伺いをいたします。

県からの照会事項に関して御嵩町から回答が出されていますが、町が求めている具体的な手続について、県からの回答は、いつごろ、どのような形であるのでしょうか。

2番目に、今後、町民への周知はどのようにされますでしょうか。

次に、施設についてお伺いをいたします。

装置からの排水は一切ないという説明ではありますが、たとえそうであったとしても雑排水は出ると思いますが、それはどのようにされるのでしょうか。

2番目、大量の水が必要で、地下水をくみ上げるという説明でしたが、地下水は環境問題のかなめであります。地下水をくみ上げるということになれば、問題は大きいではありませんか。関係者によると、現在の井戸は10メートルほどのもので、家庭用のものだ聞いております。事業用に大量に使うとなると、新たに井戸を掘ることが必要になってくると考えられますが、大量の地下水をくみ上げることによる地盤沈下、枯渇の可能性、生態系に及ぼす影響はどのようなものがあると考えられますか。また、地下水を使っている他地域への影響はどう考えますか。

3番目、11月11日の全員協議会でいただいた資料には、感染性産業廃棄物の収集運搬業者近藤から搬入という説明でしたが、どこから収集運搬をしてくるのでしょうか。

4番目、災害時や事故発生時の危機管理はどのようになっていますか。

5番目、業者の説明では、殺菌後の蒸気が少し出るとのことですが、化学的な毒性や臭気

は調査済みかもしれませんが、病原体に対して安全と言えるのでしょうか。

6番目に、前沢地区への搬入にはどの道を通るのか、教えてください。

業者についてです。

地元説明では、持ち込むものは紙おむつや手袋などということを強調しておられますが、実際はどのようなのでしょうか。

2番目に、以前、土岐市曾木で解体した建設廃材を野積みにしたことがあったと地元の人から聞きましたが、業者の資質など、町として調査をしておられますでしょうか。

3番目、業者にとって今回の案件が初めてということですので、経営、技術面ともに不安です。特に設備のメーカーは北海道だと聞いておりますので、速やかなフォローアップができれば危険な面が多いと考えられますが、いかがでしょうか。

以上について、民生部長にお尋ねをいたします。

次に、町長にお伺いをします。

議会冒頭の町長あいさつの中で、町長は次のように言うておられます。「私の責務は、町民の皆さんの安全を守ることです。この種の廃棄物の運搬から処理全般に至るまで、必要な資料を集め、技術的や法的な適合性に関し点検すべき課題の一つ一つについて、私を含めた複数の目で厳しく安全性を確認する必要がある、二次感染のリスクマネジメントの完成度を問うことは当然のことです」。今回の問題については、疑問点や懸念されることが非常に多いと思われませんが、町として独自に調査などされるのでしょうか。

町民の中には、最初のを反対したのに、このようなものをつくらせれば、今後、雨後のタケノコのようにどんどん産廃処理施設ができるのではないかと危惧している町民もたくさんおられます。これまで環境のまちだと言って受け入れなかったのに、ここで受け入れたら、今までの大義が吹っ飛んでしまうのではないかと。これ一つ認めたら、第2、第3、第4の申請が出てきて、全部受け入れなくてはならない事態を招くことになるのではないかなどという心配が非常に町民の方から多く出ております。

御嵩町は環境のまちですから、業者にはお引き取りいただいたらどうでしょうか。町長は、ぶれないとおっしゃってみえますから、ぜひそのように行動していただきたいと思います。町長はこのまちをどのような方向へ持っていかうとしておられますでしょうか。これにより、風評被害、先ほども話に出ておりますが、前沢に住みつき、来年にはお嫁さんをもらって安心な野菜や米づくりをしようという若者が、この先、農業ができなくなる可能性というものもあります。新規就農者にとっては非常に壊滅的な出来事であり、業者が、雇用がふえると小和沢産廃のときと同じようなことを言うておられますが、これができてしまえば、耕作放棄地の増加、あるいは人口減というものに拍車がかかることも懸念されます。御嵩町民は環境を最優

先したはずです。町長はこのことをどのように考えておられますでしょうか。

次に、上流域としての責任です。

この水を農業用水として使っているすぐ下流の津橋だけでなく、御嵩町、可児市への影響は大きいと思われます。上流域に医療廃棄物処理施設ができたとなれば、風評被害は免れません。そこを町長はどのように考えられますでしょうか。

以上、産廃問題について御答弁をお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは、まず第1問、産廃問題につきましての答弁をお願いいたします。

事業関係について、瀬瀬部長。

民生部長（瀬瀬久美君）

それでは、岡本議員の質問にお答えをしたいと思います。

質問は、中間処理施設につきまして、手続、施設及び業者に分かれております。

まず、手続についての1点目の質問でございますが、県からの照会に対する町回答で、町が求めている具体的な手続に対して、県からの回答は、いつごろ、どのような形でありますかとのお尋ねでございます。

県手続条例に基づく照会が11月2日付でありました。2週間という短い期間で回答するように求められましたので、11月15日付で、一部を保留し、回答書を提出しております。県庁の担当課にお聞きしましたところ、現在、御嵩町からの回答のほか、県庁各部署に照会中であり、出そろい次第、事業計画書について必要な補正について確認し、事業者へ指示することになるが、それにはまだ相当な時間がかかるとのことであります。

御嵩町の回答中の一部保留した、周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮が必要な事項について、今回の申請が感染性産業廃棄物の処理施設であり、近隣住民の生活環境や周辺地域に生息する希少野生生物への影響などが懸念されますので、御嵩町環境基本条例の規定により御嵩町環境審議会に諮問することとし、先月11月29日に当該審査会に諮問し、審議を始めたところであります。岐阜県も、御嵩町での進捗状況を見ながら事業者へ必要な事項について指示し、追加の意見についても事業者に伝えるということでもございました。今後、御嵩町の独自の条例、規則などは、事業者と町が直接協議をすることになると思います。

御質問の回答はいつごろかということですが、県の手続条例において、県と市町村との主なかわりとして、ステップ1、第8条の事業計画書、期限を定めて意見を聞くものとする。そして第12条、周知計画、これも期限を定めて意見を聞くものとする。そしてステップ2で、第17条、事業者の説明会に立ち合わせることができる。ステップ4、第26条でございますが、合意形成時の判断に意見書の提出を求めることができる。そして第40条で、市町

村への協力依頼ということになっております。結果的に申し上げますと、県からの回答は来ないということでございます。県が事業者に補正指示した後の事業計画書については、手続上、町に提示することになっていないということでございます。内容については、周知計画による公告・縦覧にて確認をするということになるかというふうに思います。

次に、2点目の町民への周知についての質問でございます。

早く町民の方に産業廃棄物処理施設の計画申請があったことや町の考え方を知っていただくために、11月19日に記者会見を行いました。できる限りの範囲で町ホームページに掲載をしておりますし、町広報紙「ほっとみたけ」1月号に掲載をする予定でございます。また、審議を始めております町環境審議会の審議の内容を随時町民の皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えております。今後は、地元の方の御意見や町議会との協議、町環境審議会の審議過程などを踏まえながら、必要により、説明会については、その時期、場所なども検討してまいりたいと、このように考えております。いずれにしましても、町の本件に対する周知の基本的スタンスは、町長が本定例会の冒頭あいさつで申し上げましたとおりでありまして、原則公開の精神に基づき、公表であります。

次に、産業廃棄物処理施設についての質問であります。

町は、町民の安全を確保する立場にあり、施設等の事業に関する疑問や懸念については、事業者が化学的データ等をもとに安全性などを証明・説明する責任があります。現在、町は、情報公開にて公開をしております事業計画書での情報しかありませんので、その範囲内でお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の、雑排水の質問でございます。

事業計画書には、処理施設からの排水はありません。雨水については、ためますで沈殿後、放流しますと記載がございます。この点につきましては、11月15日の県へ提出しました町の回答書にて、生活排水も含めて説明を求めています。

2点目は、地下水くみ上げの影響についての質問でございます。

地盤沈下を防止するための対策として、全国的には法律や条例等で地下水のくみ上げを規制されております。地下水の採取を規制する法律等には、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律などがあります。それぞれ規制を受ける地域の指定があり、岐阜県内にはそのような地域の該当はございません。一般論で言えば、地下水くみ上げによる影響は、地下水の枯渇、地下水の流れる方向への影響、地盤沈下が懸念をされます。しかし、これらは地形、地質、井戸の深度及びくみ上げ水量により影響が異なると考えられます。事業計画書には、具体的に地下水の使用量の規定はございません。

3点目は、感染性廃棄物の収集元、どこから持ってくるかということでございますが、感染

性廃棄物の収集元については、事業計画書では不明でございます。

4点目でございますが、災害時や事故発生時の危機管理についてでございます。

事業計画書によりますと、緊急時安全マニュアルが添付されておりまして、その内容は、1、社内・公的機関・医療機関への連絡先について、2、緊急時の服装等の安全装備について、3、緊急時の消毒剤の常備及びメディカルボックスの取り扱いについて、4、緊急時の停止スイッチの操作について、5、緊急時の蒸気ボイラーの操作及び機械設備異常時の自動停止と再起動について、6、定期安全確認についてが記載されておりますが、点検方法、消毒剤や消臭剤の名称や数量、散布した後の処理など、具体的な対応方法などの記載はございません。そのほかにも不明な点が多くございます。

5点目は、病原体に対する安全性についての質問でございます。

事業計画書には、ほかの場所に設置しました装置の分析結果報告書が添付されておりますが、処理対象物が医療廃棄物ということで、病原性微生物による感染性等疑惑も当然ありますし、また医療廃棄物には医薬品やその他のさまざまな化学物質が含まれておりますので、その毒性や環境に与える影響も十分考慮しなければなりません。感染性産業廃棄物処理施設の安全性や環境保全の影響など、多くの不明な点や疑義があります。町としましては、現在、審議をお願いしております御嵩町環境審議会などで指摘事項や課題を出していただき、有識者の見解をお聞きしたり、事業者へ説明を求めていくと同時に、県とも綿密なる連絡や連携を図ってまいりたいと、このように考えております。

次は、業者についての質問でございます。

1点目は、搬入される廃棄物についての質問であります。

業者が紙おむつや手袋などと強調しておるといってございまして、事業者が提出した事業計画書では医療系廃棄物ということで、感染物が付着した紙くず、繊維くずのほか、チューブ、点滴パック、ボトル、注射器などの搬入が可能です。搬入される医療系廃棄物の種類につきましては、廃棄物を出す排出事業者によって搬入物が異なってまいりますが、その記載はございません。

2点目は、業者の資質についてのお尋ねでございます。

現状において、事業者が優良企業であるのか、資質に欠ける事業者であるのかのデータも判断基準も持ち合わせておりません。うわさや根拠のない状況での判断は相手の名誉を毀損することになるため、慎重な発言が求められると理解をしております。なお、廃掃法第15条の2が産業廃棄物処理施設の許可に係る申請者の欠格条項でありまして、禁錮刑や暴力団員に関する内容を規定しており、これについては許可権者である県が判断することになります。いずれにしても、事業者の問題があれば、今後、評価に影響を与える事案が露呈されるものと考え

ております。

3点目は、事業者の不安要素について、経営、技術、設備メーカーのフォローアップについての懸念についての御質問でございます。

今後の事業者の説明等を通して、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確かつ継続して行うに耐え得るものか見きわめていく必要があると考えております。これについて、施設設置申請者は、廃掃法第15条の2第1項第3号に基づきまして、環境省令で定める基準に適合しなければならないこととなります。環境省令の基準とは、的確に運営するための知識、技能、維持管理を的確かつ継続的に実施するための経理的基礎であります。

そしてもう1点、搬入ルートのお質問でございますが、事業計画書に記載がないというふうにご理解をしております。なお、搬入につきましては、4トン車で、1日当たり通行車両数は、搬入が5台、搬出2台、計7台でございます。時間帯につきましては、午前8時から午後5時ということになっております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（鈴木元八君）

続きまして、渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

岡本議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ほっと胸をなでおろすと、小和沢の産廃問題で、私初めて岡本議員がそうであるということを知りました。ある意味、順調に解決をしていったと私は思っておりますけれど、中には、業者に取り込まれて町長は処分場をつくってしまうつもりだなどとうわさを立てた方もありますし、岡本議員がこの本会議場でも、土地がはっきりしない以上、まだ心配だとおっしゃっておったやに記憶しておりますが、胸をなでおろしていただいたということは大変うれしく思っておりますし、逆に私は、本当にすべて100%胸をなでおろしたわけではございません。今は、若干状況が違いますけれど、住民の方々と寿和工業の話し合いがしっかりといい形で終了する、いわゆる道義的な責任も私は感じておりますので、何とかうまく落としどころを早く決めていただきたいという心配はしております。

岡本議員の質問というのは、私わからないのは、だれと闘おうとしておられるのかが全く見えてこないというのが率直な感想であります。照準が違っているのではないのかということをおもいます。12月5日、先日の日曜日ではありますが、鹿児島県の阿久根市で市長リコール住民投票が行われました。結果、竹原市長さんが失職ということになりましたが、その新聞記事を読んでおりますと、何紙かが扱ってございましたが、「敵をつくって支持を得ようとする劇場型政治にうんざり」という市民の声が扱われておりました。何紙にも扱われておりましたので、扱

う聞いた記者の方々もそういう思いがしっかりと伝わった上で記事にされたんであると思います。私が、さきの産廃問題を一日も早く解決したいと願った思いと全く同じであります。そういう意味では、無理やり敵をつくるという、敵を間違えてはいけないということをおもっています。

私と岡本議員との決定的な相違点というのは、2点ございます。

1点目は、岡本議員は議員の立場であります。賛否を明確にできる立場であります。今、質問の中にも、反対なのかなと受け取れる内容ではありましたが、「反対」という言葉は一切お使いになっていない。平成8年12月、定例会でありましたが、私は1年生議員でありましたが、小栗均議員の発議によって、議会としての小和沢産廃に対する反対決議をしております。つまり、賛否という次元では、議会議員は当然発言も行動も許されるということになります。そういう立場にあります。一方私は、行政の立場での言動が求められると思っております。記憶をたどっていただければおわかりになるかと思いますが、柳川前町長も、さきの産廃問題で、明確に「賛成」「反対」という言葉は使われなかった。多分、現在聞いてもそうした言葉はお使いにはならないであろうというふうに思います。最近、連絡をとっておみえになるようですので、ぜひ、なぜ使わなかったのかを柳川さんからお聞き願えれば、今の私の立場も理解していただけるかと思っております。

もう1点の違いは、市民運動と住民運動にあります。市民運動というのは、エリアを超えた運動を展開するということですが、私は、もともと小和沢産廃問題を扱う際に、この町がどうなっていくのか、この町にとってどうなるかということから、テーマとしては住民運動で展開をしてきました。その違いがあるのも事実であります。

今回のこの計画について、実は私が懸念していたとおりの状況になりつつあります。それは、さきの産廃処分場問題の総括、検証ができていないということでもあります。総括や検証ができていないがために、どのような行動をとるべきか、岡本議員も見えていないというのが現状であるかと思っております。

前沢の農業青年の例が出ましたが、11月22日「いい夫婦の日」に入籍したという報告、電話を受けました。その場でもこの問題についてのアドバイスをしておいたわけですが、彼を受け入れるのに私がどれだけ思い入れを持って受け入れたか。また、担当の者が、県も含めて実現させたのか、その思いを想像していただければ、今回持っている懸念の大きさも当然理解していただけるものと考えております。

最後に、「ぶれない」という言葉が使われましたが、この「ぶれない」という言葉は、柳川前町長から私が前回の選挙のときに唯一いただいた褒め言葉であります。私がぶれないもんですから、逆にぶれる人が右へ行ったり左へ行ったりというのが現状だと思います。

岡本議員の今の担当者への質問については、私が業者に聞きたいと思っていることばかりであります。この件についての記者会見をさせていただいたときに申し上げておりますが、業者や関係者、これは当然複数ということになってきますが、公開質問状を出す予定であります。当然、岡本議員の質問された内容も含まれますが、私の知りたいことはまだまだほかにございますので、年が明けましたらその作成に取りかかりたいと思っております。

なお、この件に関しましては、11月に行われた全国産廃連、また11月最終の日に全国町村長大会のために東京へ行きましたが、その空き時間を利用して、上智大学の法学部の先生、神戸大学では博士ということですが、法律の専門家であります。また、九州でこうした件に大変詳しい弁護士さんにも同じような報告をし、御相談をし、上智大学の先生には、公開質問状ができたならば、それをチェックしていただくという約束を取りつけてまいりましたので、でき次第先方にお送りし、法的根拠も含めた上で、私の知りたいことを一つ一つ明白にしてまいりたいと思っております。以上であります。

〔7番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

今の御答弁に対しまして、再質問をさせていただきます。

まず、今の御答弁でわかったことは、やはり不明な点が非常に多いということですね。それで、町長は、まず柳川前町長は「賛成」「反対」と言われなかったとおっしゃいました。もちろんそうです。しかし、柳川前町長は、「疑問と懸念」を出されました。非常にたくさんの、何回もやりとりをされましたけれども、まず最初に疑問と懸念というものを書かれました。その中で、反対とは言われませんでした。町の立場というものが非常に明快に伝わってまいりました。

今、渡辺町長は、公開質問状を出すとおっしゃいましたけれども、これはだれに出されるのでしょうか。まず一つお伺いをいたします。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

当然まずは今回の事業者、また県に対してもお伺いしなければいけないことも出てくるでありますし、搬入業者もそうでしょう。ありとあらゆる部分で想定される部分については公開質問状を出したいと。ただ、今は申し上げられない相手もお見えになりますので、これはプライバシーの問題もあるかと思っておりますので、それはあくまでも申し上げられませんが、少

なくとも想定される範囲の方々は複数であるということだけは申し上げておきます。ただ、「疑問と懸念」という言葉を使うか使わないかの話であって、公開質問状というのは、疑問と懸念があるから出すわけでありますので、その点は御理解願いたいと思います。以上であります。

〔7番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

それから、業者の説明の中でいろいろ不明な点が多いわけですが、今、部長にもお答えいただきました。それは全部業者の出された資料の中から説明をいただいたわけですね。業者の出された資料というのは、搬入先とかいろいろなところを見ても非常に不明な点が多いわけですが、やはり今お答えしていただいた根拠をしっかりと明確にさせていただくためには、その業者に質問だけではなく、町としてかなり調査をしていただかないといけないと思います。

もう一つ、じゃあ町長にお伺いいたしますが、環境審議会に対しては、町としては、白紙の状態環境審議会にすべて審議してくださいというふうにされるのか、町としてある程度いろいろなルートで調査をされて、それで環境審議会も一つの意見として考えていかれるのか、そのことをお伺いいたします。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

まず1点目の質問ですが、岡本議員が文書を見られてどのように理解されたかはわかりませんが、御嵩町として、受け入れを前提として業者と綿密な打ち合わせをした上で、よしとして出てきたものではありません。御嵩町も岡本議員も同じだけの資料しかないということです。その立場をわかっていただかないと、質問する相手が違いますよと。これは我々がそう解釈しましたよという答弁ですので、その点をお間違いになっているのではないかとということを改めて確認したいと思います。

また、環境審議会に対してですが、環境審議会のいわゆる自主性・独立性というのは、諮問機関である以上、当然私が認めた形で協議をしていただかなきゃいけない。テーマとして御提案申し上げたものに対して環境審議会としてどういう結論をお出しになるのか。当然私は白紙で臨むというのが道義上当たり前のことだというふうに思っております。かなり言葉としては際どい言葉を使いつつもお話をさせていただいたつもりであります。そういう意味では、環境審議会の委員長さん、岡本秀範さんは岡本隆子さんの一番近いところにおられる方ですので、

よく話を聞いていただければ、私の申し上げたことは理解できるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

[7 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7 番（岡本隆子君）

では、最後にもう一つ質問をいたします。

町としてこの件について、こういうことに詳しい有識者の方、その他いろいろな方に調査をされるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

もう既に洗い出している部分がございますが、当然化学的な部分については調査をしていくということ。これも情報の公開をすべてしていくということになりますが、それ以前に、こういう調査をするであるとか、こういう方に相談をするであるとかというのは、この場では控えさせていただきたい。つまりは、業者にとって越えられるハードル、越えられないハードルというものも多くあるかと思しますので、それは御嵩町の一つの戦略として考えていく部分もございしますので、ぜひその点は御理解をいただきたいと思います。

[7 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7 番（岡本隆子君）

では、次の質問に入ります。

地域公共交通計画についてであります。

まず一つ目ですが、先般問題になっておりました560万円の補助金でアンケート調査を行うという件なんですが、これは町民を1,000人抽出して行ったというふうに伺っておりますが、このアンケートの目的は何であるのか。コミュニティバス、ふれあいバスのダイヤ、その他いろいろ改正につなげていくのか何なのかということをお答えいただきたいと思います。

2番目ですが、地域交通懇談会の開催、アンケートの結果をもとに地域別に懇談会を開催するという御説明でしたけれども、これは以前のお話、山田部長の御答弁の中では、4地区において開催するという説明でありましたけれども、これはいつ、どのような形で懇談会を開かれますか。

3番目、デマンドについての考え方です。

町長はいろんな場で、デマンドについてかなり前向きであるという御答弁をされておりますが、上之郷地区限定でデマンドの取り組みを来年1月から実験的に2ヵ月行うというふうに聞いております。町として、このデマンドについて今回実験が行われて、その後どのようにこれについて考えていくのか、お伺いをいたします。

4番目に、地域公共交通計画策定に向けて、今後どのように取り組んでいくかということがあります。

公共交通サービスによって、通学や買い物、通院といった生活を営む上での基礎的な活動の機会を確保することは、自治体の責務の一つであります。町全体の公共交通サービスは、電車、バス、デマンドなど、交通体系をどうするのか、町の公共交通のビジョンをどう考えていくかという議論をする場が必要であると考えます。その話し合いの場に、ふれあいバスを運行している東濃鉄道、それからデマンドを実験的に行おうとしているNPOの方々、ふれあいバスの利用者、それから「あつと訪夢」などの代表者、町民、議員、交通の専門家など、そういった方がメンバーとなる会議を立ち上げるべきだと思います。これには早い時期の設立が必要であると考えますが、これについてはいかがでしょうか。

以上、公共交通について4点お伺いをいたします。

議長（鈴木元八君）

山田部長。

総務部長（山田儀雄君）

私からは、岡本議員御質問の地域公共交通に関します、6点だと思っていましたけれども、4点ということでお答えをしたいと思います。

初めに、アンケート調査の目的でありますけれども、この件につきましては、7月の第3回臨時議会におきまして、公共交通体系検討調査業務に関します予算をこの場で認めていただきました。その折にも目的については御説明をしておりますが、3点ございます。

一つ目につきましては、毎年10%ずつでありますけれども、利用者が減少しておりますふれあいバスの運行ルート、ダイヤ、どのように改正したら利用者の増加が図れるかというのが1点であります。

二つ目に、現在、エコバスを運行しておるわけなんですけれども、平成23年度、国の支援が切れた後、どのような形態を考えるのかというのが2点です。

3点目でありますけれども、現在、ふれあいバス1台で運行しておるわけなんですけれども、住民のニーズに合ったバスの運行ができているとは言いがたいところがございます。今後のデマンド交通も視野に入れた、効率的かつ経済的な地域の公共交通計画の素案を策定する目的であ

りまして、策定は来年の2月末日をめどとしております。

調査業務の進捗状況でありますけれども、公共交通アンケート調査につきましては、11月19日までに、1,000人でありましたけれども、回収済みをしております。ふれあいバスの利用者の実態調査でありますけれども、これは11月9日から開始しまして、これも既に終了しております。1週間ほどでありましたけれども、利用者全員への聞き取り調査、これには調査員がバスに乗り込みまして実施をしております。あとエコバスの実態調査でありますけれども、これは12月6日から利用者の方にアンケート用紙の配付と依頼を行っていきまして、300人程度の方に御意見をいただきたいと、こんなふうに思っております。

次に、地域交通懇談会の開催でありますけれども、ただいまのアンケートの結果をもとに、ふれあいバスをいつも利用されている方、逆に利用されていない方、高齢者のおられる方、また子供のいる家庭、デマンドバスなど地域の公共交通にかかわりたいと考えておられる団体、交通事業者などが参加されまして、アンケートの結果や、現在のバス交通に町の方から支出しております予算など、いろいろな資料を提出しまして、今後のバス交通に関して自由に御意見を述べてもらいたい、こんなことを想定しております。

岡本議員から第1回の定例会におきまして質問がございました。私の方からは、10月をめどに開催をしていきたいと、こう申し上げておりましたけれども、こういった調査、計画案の策定後となってまいりますので、来年の3月以降にずれ込んでくると、こんなふうに思っております。御理解をお願いしたいと思います。

3点目でありますけれども、デマンドについての考え方であります。

現在のふれあいバスでありますけれども、1台のバスで町内を回っておるわけなんですけれども、指定されたバス停では、利用者がいなくても回らなくてはならないということもありません。利用者にとっては、行きたいときに行きたい場所に便利に行けるかという点で制約が多く、結果として利用者の減少につながっているというものであります。こうした点を改善することに関しまして、利用者の申し出によりましてバスやタクシーを走らせますデマンド方式は、極めて有効であると考えております。

昨年の7月でありますけれども、地元のNPO団体の方から、町全域でありますけれども、デマンド化に向けた第一歩としまして導入案の提案をいただき、協議を継続してまいりました。ただ、実施に当たりましてはいろいろな課題があります。どれだけの需要があるのか。それによって使用する車両でありますけれども、大型でいいのか、また小型でいいのか。実施主体につきましても、町が支援した中での実施なのか、交通事業者に委託するののかということ。また利用する高齢者につきましても、予約がうまくいくかなど、実際に試行運転を実施してみないと判断できない課題も多くありました。そうした協議や調整に団体の方とも時間を費やしたこ

ともありまして、この試行運転が1年程度おくれたと感じております。

来年の1月中旬から3月上旬までの2ヵ月間でありますけれども、地元のNPOの団体の方と連携を図りまして、町の公用車を使った御嵩町デマンドバスの試行運転を、上之郷全域を対象にしまして実施したいと考えております。実施の期間でありますけれども、具体的には1月13日から3月10日まで、毎週火曜日と木曜日でありまして、運行時間につきましては、朝の8時半から午後5時までということで、町の車1台で試行運転をするものでありまして、この試行運転でデマンドバスの利用者の声を聞いたり、ニーズを把握するために実施するものでありまして、この結果を踏まえまして、地区懇談会におきましてもデマンド方式を含めた議論をしていただきたいと思いますと考えております。

4点目になりますけれども、地域公共交通の策定については、町内のバス交通についての利用者アンケートなどを踏まえまして、より地域の実情に合った交通の見直しを行っていくことを考えております。これは利用者やアンケート調査での結果、地域住民の懇談会を開催しまして、デマンド方式の試行運転結果などを踏まえまして地域公共交通会議を開催しまして、町での合意形成を図って進めていきたいと考えております。

以上、4点についてお答えをいたしました。以上でございます。

[7番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

それでは再質問をさせていただきます。

まず、このアンケートなんですけれども、このアンケートの内容を見ますと、このアンケートでは、デマンドについての要望といいますか、デマンドについての町民の考え方というのは、このアンケートではちょっとわからないかなというふうに思います。

それで、今、山田部長は、住民のニーズに合ったバスの運行などいろいろ言われましたが、デマンドも視野に入れた素案をつくらと言われましたが、これでデマンドについての意見が出てくるのかなというふうに疑問に思います。

それから、来年実験的にやられるわけですが、その結果も踏まえて地元の地区懇談会を審議していただくということなんです、その2ヵ月間の実験的な運行、これはほとんどふれあいバスと同じ形ですね。時間も決めて、バス停からバス停ということなので、デマンドというか、予約制なんです、ほとんどふれあいバスの延長のような形だというふうに感じておりますが、それで、来年度なんです、その結果、さらにもうちょっと試験的な運行を行っていくところをふやしていこうとか、来年度に向けて、じゃあその結果、どう次の年につなげていくかとい

うことがもうちょっと明快な御答弁をいただかないと、これまでの取り組みが何だったかという
ことになりかねないのではないかなというふうに感じました。

それからもう一つですが、公共交通計画についての、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれま
せんが、こういう会議を23年度には立ち上げるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（鈴木元八君）

山田部長。

総務部長（山田儀雄君）

質問にお答えしたいと思います。

まず、デマンドの内容でありますけれども、これは火曜日と木曜日と申し上げました。これ
は上之郷がふれあいバスが走っていない日でございます。8時半から、上之郷公民館を想定
しておりますけれども、事前予約もできますけれども、あそこで申し込みを受け付けまして、
それぞれの駅だとか病院だとかというところへ直接行くものであります。

それと、今回のアンケートの中に、デマンドバス関係は若干漏れております。今回の試行運
転をやった中で、利用者の声を聞いていきたい、ニーズを把握するために実施していきたいと
いうことでありますので、この結果も踏まえまして、3月以降に予定しております地区懇談会
でデマンド方式も含めた議論をしていただきたい、こんなふうに思っております。

それと、10月が6ヵ月ほど延びたということを申し上げましたけれども、2月の末日に委託
契約をしております結果と素案というものができてまいりますので、早くても3月、4月にず
れ込んでくるかなということは思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

ずれ込むことはわかりました。それで、その後、そういう公共交通会議を立ち上げるという
ふうに理解していいですか。

議長（鈴木元八君）

山田部長。

総務部長（山田儀雄君）

先ほどもちょっと申し上げたと思いますけれども、いろいろな懇談会、町の地域交通会議も
ございますので、そうした中で町の合意形成を図っていくという中で、最終的には計画をつく
っていくということになってこようかと思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

ここで議長より申し上げておきます。質問、答弁等、簡潔・明瞭にという立場からお願いしたわけですが、若干本筋から離れているような答弁、そして質問等ありますので、もう少し考えながら、簡潔・明瞭に執行部も議員もお願いしたいと思います。

〔「休憩を」と呼ぶ者あり〕

それでは、続けたいと思いましたが、休憩をとという議員諸氏からの意見がありますので、優先します。

ここで10分間休憩をしますので、傍聴の皆さんもよろしくお願ひします。

暫時休憩。

午前10時25分 休憩

午前10時36分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開いたします。

続きまして、2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

それでは、一般質問の機会を与えていただきましたので、これから質問に移りたいと思います。休み時間も挟みまして一呼吸置きましたんで、少し話題を変えながらやっていきたいというふうに思っております。

皆様御存じのように、環太平洋戦略的経済連携協定（トランス・パシフィック・パートナーシップ）、略してTPPというものがこの間うちに開催されたことは、皆様先刻御承知のことだというふうに思います。この会議に日本が参加するかどうかということで、アメリカあたりからも、日本の態度を、どうするんだというようなこと、今の現状のままでは参加されない方がいいのではないかというような話も伺って、そういうものが新聞紙上をにぎわしたことも、皆様方先刻御承知のことであると思います。

経済界の要求、また近い将来の日本の産業にとって死活問題とまで考えられますこの協定の参加に、なぜ日本政府はちゅうちょするんだろうかと。それは、御承知のように日本のガラパゴス化した農業問題があると思われまふ。ただ、農業問題といつても、GDPの1%になるか

ならないかというような、そういう農業が壊滅的な打撃を受けることを心配されておられるわけなんです。しかし、食料安全保障上の問題、それから今自給率が40%云々に満たない農業、すなわち日本国民の食料の確保は避けて通れないという問題から、日本政府がちゅうちょするという問題があるということだと。

それでは、日本の農業問題が、今まで正々として政策として行われてきたんだろうかという、国の農業政策の間違いだとか、指導方向性の不確立、それから従事者の高齢化、耕作地の小規模面積などによる生産性の低さから、世界における競争力は甚だ弱いと言わざるを得ない。かいつまんで申し上げるならば、日本の農業は、世界においては大変厳しい状況であると。こういう中で、無防備に経済協定というものの中へ日本農業を入れ込んでいくということが果たしていいんだろうかという問題。ただ一方では、韓国とアメリカがFTAとか、そういう問題も先般締結されて、関税の撤廃とか、そういう問題が出てきておられるわけなんです。そういう農業を取り巻く大きな問題は片一方であるでしょうけれども、それはそれとして、もっと身近であります御嵩町の農業問題を一遍考えてみたいと思っております。

日本の農業の問題の中でも、大きな問題ということは、放棄農地の問題が大きくあると思います。これも御嵩町も同じような状態で、御嵩町の農地を歩いてみますと、そこここに放置された農地が散見されます。今後、町にとってもこの放棄農地の問題は大きな問題であるんじゃないかなあと。担い手不足による放棄農地の増加を、指をくわえて見ているのではなくて、何とか発展的に解消する方法はないかと思えます。

そこでお伺いいたしますが、一つ、現状の放棄農地の状況を3年データでお示し願いたいということで、データをいただいております。議員の皆様方のお手元にも行っておると思いますが、これを見ますと、年々減少してきておるということで、今現在が9万4,772平米と、これだけの放棄農地が御嵩町にはあるという報告を受けております。これはこれとして、今後、それを踏まえて、もう一つ、現状の従事者の平均年齢があると思えますが、このことについて教えていただきたい。

それから、当然ながら放棄農地がふえるということは、担い手が減少していくということで、農地の集約化という問題が出てきます。この集約農家というのが、今、御嵩町でどのくらいの軒数で、どのくらいの面積を耕されておられるか。また、その集約農家の人の平均年齢がわかれば教えていただきたい。

四つ目に、今後、こういう状態の中で農地の集約化が増加されると思われませんが、行政としての携わり、どういう携わりをしていくか、どういう方向性を持って臨んでいくかということをお聞きしたい。

5番目に、放棄農地のこともありますが、農地をブロック化して、地域観光的な発想を持っ

た携わりをしていくという考え方はないでしょうか。

この5点についてお聞きをしていきたいと思えます。

いずれにしても放棄農地が増加することが今後予測されます。ただいまの実態調査によりますと若干減っておりますが、長いスパン、3年、5年、10年というスパンでいけば減少化するということは、そのまま放置すればなかなか望めないということでございます。そういう農地の利用方法については、今後大いに議論されて、よりよき方向性を示していただきたいと、かように思います。

そういう中で、22年度予算において、放棄農地の解消策として施策が予算化されております。ただし、35万1,000円という金額で甚だ小さな額であります。予算化されておるわけであり。この予算の35万1,000円を使って、計画としては放棄農地の9万七千何がしかの13%を解消するという目標を掲げておられるわけなんです。その効果について、現状の実績はどうなっておるか、この辺をお答え願いたいと思えます。また、それを検証して、今後の政策の継続性についていかがお考えなのか、お聞きしたく思えます。

この問題は、35万1,000円の、言うなればお茶を濁したような予算化ではなくて、もう少し本格的にこの問題に取り組んだ予算化をしていかなきゃいかんがと思えますが、その辺もいかがお考えでしょうか、またよろしく御回答をお願いします。

また、担い手不足を解消する方法として、一つのモデルケースとして、緊急雇用対策を利用した清香苑の農業参入の件がありましたが、これについてどのような結果になっておるか、お聞かせ願いたいと思えます。これもデータがついておりますので、その辺のこともまた直接お言葉で御説明を願いたい。とともに、この契約期間が、心配しますのは1年間ということになっております。そして、この契約期間が11月で満了となってしまうおるわけなんです。今後、この契約期間をどういうふうに扱われるか、この辺もお聞かせください。農業問題というのは、1年で形がつくものでもありませんので、でき得ればもっと長期に契約をされて、本格的に農業に取り組んでいただけるなら、多年度契約をして経営していただくのが自然であるというふうに思えますが、先ほどの農地の集約化という問題と相まって、一つの方法であると思えますので、その辺の見解をお聞きしたいと思えます。

また、時を同じくして、志ある青年が前沢地区に、先ほども出ておりましたんですが、農業参入をされました。その後の経過は順調に推移されておるようですが、聞くところによりますと、まだほかにも参入希望者があるようですが、参入を容易にするような環境を整えていく計画はお持ちになっておりますでしょうか。あれば具体的に教えていただきたい。

これからの農業のパイオニアというものにもなるようなこの地区に、今産廃問題が持ち上がっておるんですが、これはまことにぎんきにたえないものがあると思えます。御嵩町

の里山と調和した農業振興モデルとして、この地域を指定していくような動きをされたらどうかというふうに思いますが、その辺の見解もあつたらお聞かせ願いたい。

次に、話は変わりますが、6月、9月、12月、3回目の質問になりますが、山田部長は御苦勞さまでございますが、名鉄広見線の存廃問題でお聞きしました人口減少が、このまま廃止されてしまうと起きてくるという心配がある。それはほかの廃止された路線においても顕著にそういう問題があらわれておる。大変心配ですよという問題は御回答いただいたんですが、具体的に、一番わかりやすい財政標準規模というものをベースにして、人口が2万人の場合はこういう係数だとか、1万9,000人はこうだというようなことで、その辺のお答えを、どう影響するのかということをご教えていただきたいというふうに思います。

続いて、話は変わっていきますが、先般、21号バイパス開通式典がありました。21号バイパスも完成して、車の流れ、すなわち人の流れが、今後はバイパスが中心になってくるだろうというふうに思います。また、それにつれて町の中心も、今後はバイパス近辺が中心のような姿になっていくんじゃないかなあと、これは予測されます。これを機会に御嵩町の今後の発展を祈っておるものでありますが、先日、議員の控室の書厨の中に建設課からの封書が入ってまいりましたので開いてみますと、「第3工区の地権者の皆様」ということで、「可児御嵩バイパスが完成しました。御礼申し上げます」というものが、1ヵ月おくれぐらいの文書が入ってまいりました。口悪く言えば、まさしく出しおくれの証文というようなものがあつたわけなんです。町は、国と一体になってそれぞれの地域で土地の買収をされたわけなんです。また一方、それぞれの地域では、地権者の代表が相当苦勞されて話をまとめられたと思います。喜んで協力していただいた方もあるでしょうが、また先祖伝来の田畑を町に協力するために泣く泣く手放された方もあります。その話をまとめることは並大抵なことではなかつたろうと思います。その世話になった地権者の代表を開通イベントに招待し、勞をねぎらい、感謝の意をあらわすのが当然だと思いますが、またそれがそれぞれの地権者に対する誠意だというふうに思います。

そこでお聞きしますが、地権者の代表というのは招待されたんでしょうか。もし招待されたならば、どの地域の方が招待されておつたのか教えていただきたい。また、招待されていなかったならば、それはどういう理由によって招待されなかつたのかということをお聞かせ願いたいと、かように思います。先ほどから議長が何遍も指摘しておりますように、簡潔・明瞭にひとつお答えをお願いしたいと、かように思います。よろしく申し上げます。以上です。

議長（鈴木元八君）

それでは、松岡建設部長、農地関係についてよろしく申し上げます。

建設部長（松岡学一君）

それでは、安藤議員の御質問にお答えいたします。

まず最初の、放棄農地についてでございます。

御質問で1番目の、現状の放棄農地の3年間の推移についてであります。

これにつきましては、先ほどお話しされましたように、お配りいたしました定例会資料その2の1ページの耕作放棄地面積対照表をごらんいただきたいと思います。一番下の集計表がございますが、それにございますように、筆数を見ますと、平成20年度の196筆から、平成22年度としては142筆と、比較するならば72%ほどに削減はされてきております。

2番目の、従事者の平均年齢についてでございますが、これについては、放棄農地を解消できる農業従事者を認定農業者というふうに理解しておりますが、その平均年齢は70歳ということでございます。

それから、3番目の集積農地を営まれている農家数、それから耕作面積、平均年齢についてでございますが、農家数は47軒でございます。耕作面積の合計といたしましては、20.3ヘクタールというふうに把握いたしております。従事者の平均年齢でございますが、66歳というふうになってまいります。

次、4番目の農地の集積化の増について、行政はどう携わっていくのかということでございますが、今でも集積についてはお願いやいろいろやっているわけでございますが、今後は、飛び地での利用集積だけではなくて、作業が効率的にできる連担性を持った利用集積への誘導が必要であろうというふうに考えております。

それから5番目の、農地をブロック化して地域観光的な発想を持っているのかという御質問でございますが、これは週末農業とか、あるいは観光農園のようなことかと思っておりますが、具体的な構想としては、今のところはございませんが、こういった多面的な農業振興についても御提案などいただきながら、いい案があれば教えていただきたいと思います、参考にさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、耕作放棄地の対策補助金についてであります。

この制度は、耕作放棄地の近くで耕作しておみえになる意欲のある方々や各地域の担い手に、荒廃農地の整備から作物をつくるに至るまでに3年間ほどかかりますが、その3年間について補助をいたしておるものでございます。22年度といたしましては、8,600平方メートルほどの面積を実施していただいております。実施につきましては、人材と中型程度以上のトラクターなどが必要であろうというふうに考えられますので、各地域の担い手の方々に戸別訪問を予定しております。お願いをしに伺うというふうに予定いたしております。

それからまた、農地の適正管理については、広報紙「ほっとみたけ」で3回目の周知を予定いたしております。放棄農地が増とまらないように呼びかけてまいりたいと思っております。

次に、清香苑の農業参入についてであります。これは清香苑が県の補助を受けて緊急雇用

対策を利用した農業参入であります。定例会資料その2の2ページに、この前沢地区での農業事業報告をおつけいたしておりますのでごらんいただきたいと思います。事業経過の中にありますように、ビニールハウスを中心に取り組んでおみえになりますが、まだ1年目ということもありまして、今のところ大きな成果と言えるまでのものはまだ出てきていないというふうに聞いております。ただこれは、補助事業の期間が3年間ということでございますので、農地の賃貸の契約についても、次年度以降も地主さんの方から可能であるということをお聞きしておりますので、引き続き取り組んでいただけるものと思っております。

それから、前沢地区に参入された方の状況についてでございます。先ほど町長からも少し触れた件がございますけれども、面積で約3反ほどでございますが、有機野菜に取り組んでおられます。お聞きしますと、御本人の計画に沿った形で進捗されておまして、ほぼ順調にいつているというふうにお聞きいたしております。

次に、同じようにこういった新規の参入希望があった場合についてでございますけれども、前沢の方のように参入したいというお話があれば、個々の状況とか、あるいは御希望などお聞きしながら、積極的に対応していきたいというふうに考えております。

次に、産廃問題関連での農業振興モデル地域というふうに考えますが、その指定についてであります。

前沢地区を里山と調和したモデル地区にして、地域を保全したらどうかということかと思いますが、そういった地域保全のための方法の一つではあると思っておりますので、これからの参考にさせていただき、もし御提案などいただければお聞きしたいと思っております。

いずれにしても、冒頭、安藤議員もおっしゃってみえたように、農業については、農地の保全とか経営、それから担い手の問題など、多くの課題がございます。このために、この5月に策定いたしました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのがございますが、それに沿った形で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で、放棄農地に関する答弁とさせていただきます。

次に、21号バイパス開通関連についてであります。

御質問の中で、地権者の代表という形での招待はどうかということでございましたが、地権者の代表という形での開通イベントには御案内いたしておりません。バイパス事業につきましては、各対策委員会や自治会の方々に設計協議、あるいは地元協議について御協力をいただきながら進めてまいりました。当時、バイパス用地についても、幾つかの地区別に用地交渉をさせていただいております。中・木ノ下地区以外は各対策委員会や自治会役員の方を通じ進めさせていただき、地権者の代表という形の交渉ではありませんでした。そういった状況下から、

開通イベントには、各対策委員会の代表者の方や自治会の役員の代表という統一的な形で御案内を申し上げます。

以上で、21号バイパス開通関連についての答弁とさせていただきます。

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして、山田部長。

総務部長（山田儀雄君）

私からは、安藤議員から9月の一般質問におきまして御質問のありました、名鉄八百津線、揖斐線の廃止線時と同じく、広見線が廃線になったときの人口減についてお答えを申し上げます。この人口減が御嵩町の標準財政規模にどう影響するかについてお答えをしたいと思います。

この標準財政規模でありますけれども、これは地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示します指標であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率などの基本的な財政指標や財政健全化の分母となる数値であります。この数値が人口の減少とどのようにかかわってくるかでありますけれども、普通交付税額によります基準財政需要額の算定基準でありますけれども、単位費用、測定単位、補正係数を掛けて積算をされてまいります。この測定単位に用いられますのが国勢調査の人口であります。臨時財政対策債の発行可能額についても国勢調査の人口が対象であります。ただ、標準税収入につきましては、町民税が根拠となってまいりますので、均等割額等につきましては人口の減少が直接関連をしております。ただ、普通交付税の積算には、人口段階に応じました段階補正や人口密度の密度補正、僻地などの対応補正などの補正係数が盛り込まれておりまして、人口の減少率がストレートに基準財政需要額には反映されにくくなっております。当然、人口が減少すれば、その需要額につきましても基本的には減少してきますし、その結果、標準財政規模につきましても小さくなっていくという傾向にあります。平成21年度の御嵩町の規模でありますけれども、43億9,000万円ほどとなっております。以上でございます。

[2番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

じゃあ今の財政規模のことについて、追加質問。

43億9,000万というのが財政規模ということで、一番心配しますのは、先ほどおっしゃっていたように、もろもろの係数の分母になってくると。これが減少するということは、係数が上がってくると。ということは、だんだん係数上はあまりよろしくない傾向になっていくという

ことだろうと思います。そういう意味で、具体的に補正係数等々あるでしょうけれども、その辺のところは注意して見ていかなきゃいかん係数だろうというふうに思います。

今の43億9,000万円が、大体1億減ると2%ぐらいになるんですかね。そういう指数になってくるだろうというふうに思います。だから、今の状況の中では非常に大きな数字が、うまくいっているときはいいでしょうけれども、右肩下がりになるときはがたがたがたっと下がってきてしまいますので、ぜひその辺のところの注意をよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、先ほどの松岡部長についてちょっとお聞きしますが、放棄農地の面積が、平成20年が1万3,000平米、それから21年度が9,800平米と、それから22年度が9,400平米ということになっておるわけなんです。一つが、若干上へ行ったり下へ行ったりしておると。これを大きく見ますと、20年と21年の違いというのは、ここが非常に大きいわけなんです、恐らくこれは評価基準というんですか、観点の違いがここで出てきたんじゃないかなあと。今までは放棄農地としていたものが、これは放棄農地じゃないよというようなことで、一つの基準値が違って来たんじゃないかなあとというふうに思われますので、そこら辺のところは、このままの数字をうのみにするといかにも減っておるというように見えるわけなんです、実態は、やはり20年度の1万3,000というものを厳密にやるんなら、そここのところを基準にして物を見ていかないと間違ってくるというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（鈴木元八君）

松岡部長。

建設部長（松岡学一君）

安藤議員のおっしゃるような数字になっておるんでございますが、確かに数字的にはトータルで減っておりますが、これは農業委員会の方で調査等をされた中の数字というふうに理解しております。ただ、放棄農地という言葉でございますが、厳密に、例えば1年間置いてあるのか、あるいはずっと置いてあるのかということもございまして、その辺についても、今後はそういったものも加味しながら数字的にはやらないかんだらうと思っております。ただ、面積を当然削減していくのが一番ベターでございますが、先ほどもお話ししましたみたいに、やはり大型の機械とか、あるいは人材というものもございまして、なかなか一朝一夕にすぐというふうにはいきませんが、今後もこういった耕作放棄地の解消に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[2番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

では二つ目に、一般の農家の平均年齢が70歳と、集約農家が66歳というふうにお聞きしました。あまり違わんわけなんですね。ということは、これからの担い手不足というものが非常に深刻化してくる。それを放棄農地の集約性という、そういうもので抜けていきたいという御答弁をいただきましたんですが、それだけで本当に抜けられるのかどうかという問題があるというふうに思います。今はそれぞれがあまり身近な問題ということは考えておりませんが、しかし、こんなことはもうあと何年かのうちに、70が3年たてば73になりますので、そうすれば動ける範囲か動けない範囲かということもあるだろうと思いますので、このところをもう一遍考えていただきたいということと、先ほどちょっと私が聞き落としたかもしれませんが、解消策としての予算化された35万1,000円、これの成果について、いま一度ちょっと説明をしていただきたいと、かように思います。よろしくをお願いします。

議長（鈴木元八君）

松岡部長。

建設部長（松岡学一君）

それでは、一つ目の担い手の関係でございますが、これはやはり、いつも広くこれから本当にどうするんだというのが、皆様方十分御存じだと思いますが、やはり定年後になった方々でないとなかなか本格的には取り組んでいただけないというのが実情ではあります。各大きな農家の方についても、家族の中で次の世代とか、あるいは農業を少し大きくやってみようという方々も出始めてはおりますが、なかなか長期的なものについてはまだ見えておりません。今後またそういった農業について従事していただけるようなふうには、広く啓蒙等したいと思っておりますが、一朝一夕には進まないというのが実情でございます。

それから、先ほどのもう1点の、安藤議員が言われた予算の35万1,000円の件だと思いますが、これについては、お答えした中で、22年度については8,600平方メートルほどを実施していただいております。それが今のところの内容でございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

じゃあ最後にちょっと。8,600平米というのは、目標じゃなくて、13%解消の予算化ですから、放棄農地の13%以上というふうに解釈していけばいいわけですか。

それともう一つ、先ほどおっしゃってました21号バイパスの件は、代表者には案内を出していない、対策委員会については案内を出していると、こういうふうに理解しておけばいいですか。対策委員会の方は出席されたのかされなかったのか、そのところだけ、この2点お願

いします。

議長（鈴木元八君）

松岡部長。

建設部長（松岡学一君）

それでは、先ほどの件でございますが、約8,600平方メートルほどでございますが、まだあと目標では4,000平方メートルほど残っております。これから進めていきたいと思っております。

それから、バイパスの関連でございますが、各対策委員会の委員長、代表の方に土地の交渉なんかもやっていただいたということで、御案内を差し上げました。各対策委員会は、4対策委員会ほどございますが、御出席をいただきました。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

ありがとうございました。

ただ、最後に一言。こんな問題というのは、あまりこういうところであるものじゃないかもしれないませんが、21号バイパスについては、招待されなかったということで、私の方へも苦情が来ておるといことでわざわざお聞きしましたんですが、ぜひこういう問題というのは今後もあると思いますので、間違いだとか、それから忘れておったというようなことは、人間ですからあると思います。でも、その善後処置というものはきちっととっていただきたいと、かように思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

これで私の質問を終わります。以上です。

議長（鈴木元八君）

続きまして、一般質問、1番 伊崎公介君。一問一答方式で出ています。よろしくお願います。

1番（伊崎公介君）

それでは、お許しをいただきましたので、今回、亜炭鉱害問題と産業振興について、二つの質問をさせていただきます。

今回の定例会の冒頭に町長のあいさつがありまして、その第1点目として、10月20日の大規模陥没についてのお話がありました。そこで、この被害を受けて、10月28日、早速古田県知事とともに経済産業大臣と資源エネルギー長官に面会されて、要望報告をされたということがあって、これは非常にありがたいことだと思いました。

そこで、今回そのときの要望内容ということで、1番、鉱害発生から復旧開始までの被害者の負担の軽減、2番目に、特定鉱害復旧事業制度の柔軟な運用について、3番目、基金原資の確保、4番目、地下充てんなどの予防対策の実施と、そういう4点、このほかにもあったかもしれませんが、されたということなんです、このあいさつ中にもあったように、これは全国に及ぶ、それから亜炭・石炭ではなく、御嵩ではなく、ほかのこともあるということを考えると、政府に動いていただくということは非常に難しい問題であるかと思えます。そうなった場合に、やはり御嵩町として具体的にどういうことができるのかということを計画を立てて、そしてどういうことをやってもらいたいのか、御嵩町ではどういうことができるのか、県にはどういうことがやってもらえるのか、国にはどういうことがやってもらえるのかということ具体的に提案していかないと、なかなか県も国も動いていただけないんじゃないかと思ったわけです。

そこで、日曜日の中日新聞の第1面に、中部電力が2030年をめどに原発を50%以上にするというようなニュースが載っていたわけなんです、これは充てん材として非常に有効であると言われているフライアッシュというものが、だんだんだんだん底をついてくるんじゃないかなという心配をちょっと受けたわけなんです。

じゃあ具体的にどうしていくのかということなんです、御嵩町は、亜炭鉱害について新たな局面を迎えてきたんじゃないかということが1点目にあると思います。その起点になったのが、平成19年度の比衣地区の広範囲にわたる浅所陥没、それから平成22年度の長瀬地区の陥没、そして今回、10月20日の顔戸地区の広範囲にわたる浅所陥没と続いてきているんじゃないかと思われるわけです。

これは、我が町の亜炭鉱というものが、これはよく言われていることなんです、北東から南西に向かって鉱脈が続いていると。特に旧の国道21号線以北というのは鉱脈が浅く、斜行になっているということが原因として考えられると言われております。また、ここは斜行であるということから、この残柱が倒れかかっているか、あるいは倒れてしまっていると。そのために広範囲の陥没があるんじゃないかと言われており、これは平成に入ってから今までに比衣地区、顔戸地区の被害というのが全体の60%を超えているということからもうかがえるんじゃないかと。そうなってくると、こうした地区というのは、今後も浅所陥没が続いていくんじゃないかということから、この地区には早急な対策が必要ではないかということが言われております。そのほかにもAゾーンと言われる危険な地区というのは多数ありまして、それぞれが廃坑の形態によって被害の状況というのが変わってくるんじゃないか。特にこうした残柱の劣化による被害という新たな局面を迎えた我が町の亜炭鉱害に対しては、それぞれ廃坑の状況に合わせた計画的な対策案の立案というものを町自身がつくっていかなくちゃならないと感じるわけです。

これは亜炭廃坑の中をよく見た人の意見なんですが、残念ながら学術的な根拠に乏しくて、国や県に主張するにはちょっと力不足じゃないかなあとと思われるわけです。御嵩町の防災会議というのに下部組織がありまして、これは御嵩町亜炭廃坑地震対策専門委員会というものなんですが、これは平成18年度に開催されて以来、開催されていないと言われております。一部、早稲田大学の濱田先生等が来てくださってやられたことはあっても、全員がそろって開催されたことはないんじゃないかというように聞いておりますが、ここの委員会は、濱田先生とか、ほかにも大学の教授、そういう学術的にすぐれた人に加えて、亜炭廃坑内部を実際に掘っていた人とか、その後測量をしていた人とかで構成されておって、非常に亜炭廃坑、そしてこれからの被害を予測するのに適切な委員会だと思われるわけです。この専門委員会に対策案を立案していただくのが一番現状ではいいんじゃないかと思われるわけですが、それと、現在まで調査されている部分も含め、また新たにこの残柱がどの程度本当に劣化しているかということも調査していく必要があるんじゃないか。あるいは廃坑の形態によってどういう被害の違いが出てくるのか、そういう調査も必要ですし、調査が終われば、今度は対策をどうしていくかという計画も必要ではないかと思われるわけです。そういう被害調査と対策案の立案というものを強く望みます。

それから、この3年間で3カ所の広範囲な被害があったわけですが、そうすると、これからもこうしたところで浅所陥没が予測されるとなれば、現在の特定鉱害復旧事業等基金による復旧事業では、被害前に復旧するということが前提ですから、根本的な対策にはならないと思います。また、現在までに我が町では亜炭鉱害復旧事業に500億円をかけておるとのことなんですが、これは根本的な対策がなされていないということを考えたら、今後の被害状況では、全体を埋め戻すよりも大きな被害金額になるおそれがあると思うんです。そうすると、町長の冒頭のあいさつにもありましたように、基金原資の確保というか、制度自体を変えていただくということも必要になってくると思うわけです。新たな制度改正が欠くことができないんじゃないかなあと。Aゾーンと言われる危険ゾーンの中にも、廃坑の状態によって、先ほど申しましたように予測される被害が違う。時期や形態も変わってくる。そういうことに対して、御嵩町としては計画的に対策案というものを立案し、それを具体的に国や県に要望していただきたいと思います。以上です。

議長（鈴木元八君）

亜炭鉱害の部分につきまして、答弁を願います。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

伊崎議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

若干いただいた内容と違うようではありますが、用意した答弁書に基づいてお答えをしていくということになります。事実誤認があるかと思いますが、今の500億円というのは、御嵩町全体の地下充てんをした場合に幾らかかるのかというところで、大変なアバウトな数字ですけど、500億から1,000億と言われているということであり、これまで500億円のお金をかけたということはありません。そういう意味では架空の数字に近いような、そんな状況でつかんでいただけたらと思います。

あと、ちょっとお打ちになるときに間違えになったんだらうと思いますが、復旧事業を被害前に復旧するというもので、ちょっと意味が不明ではありますが、これは被害以前の形に復旧するという意味だらうと解釈しての答弁をさせていただきます。

また、大臣及びエネルギー庁長官にお出しした要望書については、ここで説明をさせていただくつもりでありましたけれど、内容を今、伊崎議員御自身がおっしゃいましたので、その分は省きたいと思います。

まず、基本的に御承知おき願いたいのは、平成13年、時限立法として臨時石炭鉱害復旧法、石炭鉱害賠償等臨時措置法というのが失効いたしました。法が切れたということであります。14年度からは、国90%、県10%で約5億円の基金と。目的としては、基金の運用益を被害の復旧に充てるという目的でありました。この5億円の根拠というのは、当時の金利を計算しまして、過日で運営するわけですので、過去10年間ぐらいで岐阜県内で亜炭鉱害被害が出た金額の平均的な数字を出し、それが5億円あれば、当時の金利でいけば、金利ですべて復旧できるという計算をされたと同っております。また、その被害というのは、ほぼ100%に近い状況で御嵩町の被害だというふうにお聞きしておりますので、いかに岐阜県に4ヵ所の亜炭廃坑があるといえども、ほとんどの被害が御嵩町が背負っているというような形であります。

早稲田大学の濱田教授のお話が出ましたが、私が町長になってすぐでしたが、亜炭廃坑地震対策専門委員会という主要のメンバーの方々から、大変なナシのつぶてだということでおしかりを受けました。私自身は、御嵩町で生まれ、育ち、また御嵩の土に帰るという立場であるということ。また、そうした立場で本気で取り組むということの説明し、理解を得たところあります。そこで具体的にお願いしたのが、共和中学校の地下の調査であります。これは調査費にその基金の一部は使えるということを県が認めていただけましたので、3分の2の補助をいただいて共和中学校の地下の調査をいたしました。もちろん3分の1は町単での持ち出しということになります。それまでに出ておりますのが、亜炭廃坑地震対策専門委員会では、地震の際の想定としては、おおよそその震度のプラス1の被害が出るであろうという想定がされておりました。百数十戸に被害が及ぶということをおられます。

ということで、現在開いていないのは、具体的な形での国・県への要望、県については同一

歩調をとっていただけるところまで来ましたので、国にどのような対策をしていただけるかということ働きかけるという段階にステップアップしているというふうに私は解釈しておりますので、御嵩町の専門委員会開催の必要性というのは、現段階では優先順位は低いと。それよりも、その時間を少なくとも国への働きかけに使うべきであろうと判断しております。

私が町長になる前も、1年以上この専門委員会を開かれていませんでしたのは、多分御嵩町としては具体的な施策の手詰まり感があったのではないのか。何らか具体的なお願いをするについて、どういう手を使っていくのか、どういう手法でいくのかということが、発想として浮かばなかったんであろうなということは考えております。この委員会ができましたときに、実際には調査をし、その上で、いわゆる防災関係での特区に指定をしてもらったらどうだろうというような考え方をもちであったと。前町長はそういう説明をしていただいたわけですが、特区には認められなかったと。多分、極端な言い方をすると、産廃の処分とか、そういうものに廃坑を使うとなれば、これは特区として認められた可能性はあるかもしれませんが、当然御嵩町としてはそのようなことは認めるわけではありませんので、ただ単に国の特区指定を受けて、お金をかけて埋め戻してくれというのは通用しなかったという考え方であったと、このように思っております。

ただ、今回の被害が出まして、御嵩町の垂炭廃坑についての、いわゆる情報として非常に広く伝わったのは事実でありますし、具体的に心配をいただいているということもひしひしと伝わってきております。全岐阜県4区に関係する全国会議員の方々から、お会いをしましてお話をさせていただいたんですが、いろんな心配をいただきましたし、いろんな考え方の方向性というものも示していただきました。これは政党を問わずであります。また、担当の方からの話を聞いてみますと、今岐阜県議会で3人の方が一般質問で扱っていただけるところらしいですので、そういう意味では隔世の感があるというふうに思っております。先週、先ほど申し上げたように、全国大会の空き時間を利用して、そうした国会議員の方々には、お願いやら、アイデアを申し上げてきたということでもあります。

私が常々申し上げておりますのは、国の責任において対応すべきという考え方は一致しております。現在の要望、先ほど伊崎議員がおっしゃいました要望書はそのものでありますけれど、大きく2点に分けて要望しております。それは、今回の被害への対応、これは基金の柔軟な運用ということで要望しております。また、もう1点が今後の対策、これは地下充てんも含め、安全性の確保ということでお願いをしているところでもあります。

今回いろんな方とお話をしまして、新しい考え方として、日本全国に炭鉱廃坑があると。それで国としてもなかなか動けないというのが現実だろうとするならば、御嵩町は、石炭ではなく垂炭なんだということ。そして浅所であるということ。御嵩町でも例えば地下充てんできな

いところができるかもしれませんが、少なくとも30メートル未満のところについては地下充てんしていただけませんかと。何かそうした線引きができるようなお願いをしてみるのも一つの手だと。どちらにしましても制度を改正していただかないと、いわゆる財源、お金の出場がございませんので、そうした形の制度改正を望んでいくべきではないかというアドバイスもいただいております。

充てん材としてのフライアッシュというお話が出ました。これがよしとするか否かということについては、御嵩町は以前、あゆみ館を建設する際に、試験的にフライアッシュを使った充てん材として地下を充てんしたいという希望を持っておりました。地元説明会までこぎつけたわけでありますけれど、違うところからのフライアッシュについては産廃だということから、非常に県も町も及び腰になって実現しなかったということでもありますので、少なくとも現段階でもそうしたフライアッシュの使用については、私も説明を受けておりますけれど、国の基準以外のもっと厳しいものを要求して、数値としては出していただいておりますが、理解がいただけるのかどうかは、まだこれからの話になります。

現段階で環境審議会に実は諮問をした内容がございます。それは、ことし7.15と呼ばれる豪雨災害が発生しましたが、当然一番手っ取り早い方法としては河川改修ということになってくる。いわゆるしゅんせつということになるわけですが、このしゅんせつ残土の持って行き場がないために、予算はついてもしゅんせつができないというような現状があるという報告を聞いております。環境審議会の皆さんには、このしゅんせつ残土を廃坑に利用するということについて、環境問題も含めてぜひ考えていただきたい。私は、これも真っ白な状態で、思いつきかもしれませんが、いわゆる防災という観点から一つの案として御提示申し上げるということで環境審議会には諮問がしてあります。できれば3月いっぱい、また時間がかかるようであれば、任期は3月いっぱいですので、新しい委員の方に引き継いでいただいても結構ですということをお願いしております。あとは、やはり前から出ておりますように、いわゆる内閣府の防災会議の方に、この件についてももう少し詳しく、粘り強く交渉してみるのも手じゃないかということをおっしゃっていただいた国会議員もおりますので、そうした提案をいただいた方々にはそれ相応の資料等々も用意しながら、アプローチをしてまいるということは当然のことだと思いますので、議会についてもぜひ積極的に、議会の立場でのアプローチをしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[1番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

伊崎公介君。

1番（伊崎公介君）

このところで、被害前に復旧するという中途半端な発言をしましたことは訂正させていただいて、鉱害被害前に復旧ということで、これを本当に採掘前の状態に復旧できるというような形にさせていただけたらいいかと思えます。

それから復旧事業にかけられた費用、これ500億円というのは、鉱害復旧担当をしていた職員から直接聞きまして、これは多くが農地だと思えますが、実際に500億円かけられているということです。ただこれも、500億円かけたからといって地下充てんがされているわけじゃない。ならば、これから以降も同じようにそこでかかるかもしれない。ほかの場所が出てくるかもしれないということになれば、地下充てんを全面的にするよりも費用がかかるおそれがあるということで申し上げました。

それから、このところで専門委員会、これは御嵩町亜炭廃坑地震対策専門委員会ですから、確かに言われるように、地震が起きたときの専門委員会であれば有効ではないかもしれませんが、このところで審議されてきた内容というのは、非常に充実したものであろうと思えます。ぜひともこういうものを、名前を変えることも必要かもしれませんが、実際に炭鉱に入っていた人たち、これは非常に数が少なくなってくるかもしれませんが、まだ数名ぐらいは私の知っている人でも見えますし、そういう方々とか、あるいは町職員でも復旧事業にかかわった職員、そういう人たちも合わせて、計画的に、具体的に県や国に要望できるようにしていただきたいと思いますというのが私の要望でありますので、考えに入れておいていただきたいと思います。

それでは続きまして、産業振興の方から御嵩町のまちづくりをしていただきたいと思いますところで質問させていただきます。

いろんなまちを訪れると、やはり特徴があるなあと思われるまちには基幹産業があると。それで、その産業が町並みを特徴づけていると。片や御嵩町を見ると、先ほど安藤議員が農業の振興についてお話しされておりましたが、農業中心なのか、あるいはほかの産業なのかははっきりしないと思えます。そのために町並みが中途半端で、中心部にぽつぽつと欠けるように廃屋ができてきたりとか、そういうことが起きてくると思います。平成18年度に提出された第4次総合計画では、工業出荷額というものがかなり伸びておりました。これはグリーンテクノの工場進出が大きな比重を占めていると思いますが、商品販売額は横ばいか、最近になって少し減少したと。その後、伏見地区にラスパができましたから、これに伴って増加に転じていると思いますが、残念ながらまちの中心部の衰退が目覆うような状態であると。それと、その地域にこれといった産業が見当たらないということが少し心配なわけです。

先回は、教育と福祉の面で人材を育成しなければいけないという質問をさせていただきましたが、御嵩町の中心部に産業が育っていなければ、せっかく育成した人材というものもほかの

地域に流れてしまうのではないかとということが心配されるわけです。地域形成の原点とも言える産業の形成を、特に中心部を中心に行っていただきたい。

また、日本は観光立国を目指しておるといことや、それからグローバル化したことと御嵩町も無縁でいいはずはないと思うんです。そうすると、外国の方々が御嵩町を訪れたときに、何となく特徴のないまちじゃないかなあということを思われるんじゃないかということも心配なわけです。御嵩町にも特徴ある伝統技能を生かしたような産業を興せないかなあというように思うわけです。

現状の我がまちというのは、ちょうどドーナツ化しているような状態だと。中心部のところは、本当にお祭りをやるのにも人が足りないというような状況だと。それで高校生にちょっと手伝ってもらってみこしを担ぐとか、そういうような状況が起きておるんですが、これもやっぱり中心部に産業がないということが大きな原因じゃないかなあと思うわけです。

現在、第4次総合計画後半部分の見直しが行われており、やがて第5次総合計画も作成されると思います。総合計画というものが絵そらごとになっちゃいけないなあと思うわけです、せっかく時間をかけて審議してつくったものなんですから。そこで、やっぱり民間活用をして産業の振興というものを図っていかなきゃいけないんじゃないかなあ。そうすると、産業の振興を図れば、産業の従事者というものの生活も支えることができるんじゃないかなあと思うわけです。

あと、補助金制度なども活用されておりますが、こうしたものを民間の産業なんかでも使えるようなふうに主導していただくと、まちづくりも期待できるんじゃないかなあと思うわけですね。

それから企業誘致奨励金なんですけれども、21年度決算というのは20年度決算と比較して5,000万円ほど減額されておると。こういうお金がふえたと。だから、使えるお金がふえたんじゃないなしに、これは将来の税収を期待してこういうものがつくられたなら、これは民間に活用してもらって、将来の税収につながるような使い方ができないかなあと思うわけです。そうしたことが魅力あるまちづくりというものにつながっていくのではないかと思うわけです。だから、活力ある民間産業を育成するためにどのような支援を考えておられるか。

それから、産業育成こそがまちづくりの原点であり、我がまちの現状を踏まえて、産業育成というものを願うわけです。将来的にどのような産業形態が我がまちのまちづくりに生かされているのかということをお示し願いたいと思います。

議長（鈴木元八君）

山田部長、簡潔にお願いします。

総務部長（山田儀雄君）

それでは私からは、ただいま御質問の、御嵩町の将来的な産業形態とまちづくりということについてお答えをしたいと思います。

初めに、御嵩町の産業、商業、観光についての位置づけでありますけれども、これは平成18年3月に策定されました、御嵩町でありますと最上位の計画に当たりますけれども、この第4次総合計画の基本構想の中で「活力と創造性があふれるまちづくり」ということを定めまして、具体的な施策であります基本計画の方では、今後の重点プログラムと今後の目指すべき姿、これをもとに具体的な施策の内容までをお示ししております。今年度は、社会経済情勢も踏まえまして、これに対応する後期の基本計画を現在進めております。

先ほどの質問の中に、総合計画が絵そらごとであってはならないという部分がありましたけれども、平成7年度の第3次総合計画の策定計画を見てみますと、当時の経済情勢、社会情勢も背景にあったこともあると思いますけれども、御嵩町に限らず、他の市町村も同じであったと思いますけれども、かなり夢のあるバラ色の計画でありました。そうした教訓をもとに、前柳川町長の指示もございましたけれども、第4次総合計画につきましては、委託に多くを頼らない手づくりの計画をつくるようにということで、総合計画審議会の下に公募によります総合計画策定委員会、職員によりますプロジェクトチーム、それとプランニングチーム、これらを設置しまして、数多くの協議、議論を積み重ねてきて第4次総合計画ができたわけでありまして、実施が可能とした計画でありまして、その反面、若干地味な計画となってきております。今年度5年が経過しまして、そのすべてが思いどおりには進んでいない状況でもあります。昨日、審議会を開催して、その席でも御説明を申し上げましたけれども、前期基本計画5年間の実績評価の結果であります。ちょっと紹介したいと思います。

御嵩町の基本目標に示します主要な施策、全部で274の事業がございます。その達成度を4段階で評価したものでありますけれども、A評価、達成できたというものが75の事業。B評価、5年間やったわけなんです、ほぼ達成が72の事業。C評価、実施中というものでありますけれども、これが111の事業。Dの未実施という部分につきましては16の事業ということになりました。約半分がほぼ達成でありますけれども、半分が実施中、未実施といったような評価がありました。こうした評価や、急激な経済環境の変化と本格的な少子・高齢化、人口の減少社会、こういった状況を踏まえまして、着実にできる計画を、今後5年間の計画でありますけれども、策定をしております。この計画につきましては、総合計画審議会、行政改革委員会がもととなり、政策に向けてではパブリックコメントを通して広く御意見を伺いたいと思っております。伊崎議員からもかなり産業構造について大きな御質問をいただいたわけなんですけれども、そうした御意見を今後提案していただければありがたいと、こんなふうに思っております。

あと、活力ある民間企業を育てるための支援につきましては、現在、工業誘致条例に規定さ

れております奨励措置と、町内の中小企業者の経営安定を図るための小口融資条例がありますけれども、ここらにつきましては支援を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

[1 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

伊崎公介君。

1 番（伊崎公介君）

ありがとうございました。中小企業について、小口融資制度があるということなんですが、御嵩町の独自性をあらわしていけるようなものにしていただけるとありがたいと思います。

それで、あともう一つ再質問させていただきたいんですが、現在まで御嵩町の人口維持というのは、先ほどもありましたけれども、割と下落率が低いということが言われておりますけれども、その大きな原因というのが、住宅団地が建造されてきておると。例えば私たちも、御嵩小学校だとか向陽中学校の入学式、あるいは卒業式に行くと、半数以上が住宅団地の子供たちが占めていると。住宅団地が衰退するということの恐ろしさですね。東京の方でも起きていますし、この地区だったら春日井市の高蔵寺ニュータウンが、高蔵寺オールドタウンじゃないかというようなことが言われておるといようなことから、住宅団地の衰退というのが物すごく大きな原因になってくるんじゃないかなあと思うんですね。なので、産業があれば産業に従事する人があると。そういうことでまちが成り立っていくんじゃないかなあ。大阪府の門真市なんか、パナソニックという大企業1社で支えられておった。ところが、その1社が撤退する、あるいは業務を縮小するといようなことになれば、大きなまちの衰退につながってしまうと。

現状も、やっぱりグリーンテクノに御嵩町の住民が30%ぐらい従事しておるといことなんですが、本当に御嵩町内、御嵩町民が経営している産業というものをつくり出していくということが、将来的な御嵩町を下支えしてくれるんじゃないかなあ。例えば八百津町と比較しても、御嵩町の中心市街地というものの衰退というのは、ちょっと目を覆うような感じがしますが、そういった面も含めて、せっかく住宅団地に人が来てくれた。そしてあそこに多くの子供たちがいる。そういう子供たちが、御嵩町で働いて、住み続けてもらえるような下支えを行政がしてくださるとありがたいと思うんですが、そのことについて御意見があればお聞かせ願いたいと思います。

議長（鈴木元八君）

山田部長。

総務部長（山田儀雄君）

ただいまの住宅団地、御嵩町には四つほどの大きな住宅団地があるわけなんですけれども、

平成17年のこの総合計画をつくったときにも、5年先、10年先に団地がかなり少子・高齢化で空き家が目立ってくるというのは、課題の中で書いてございます。そうした中で、反面、21号バイパスによりまして市街地形成も変わってくるんじゃないかということで、商店につきましては、既存の商店と協議した中で、新たな商業地をつくっていくというようなこともありますし、かなりの住宅等も建ってきておりますので、そうした中で、今グリーンテクノの2,000人ほど働いてみえる方が御嵩町にどれだけ住んでおみえになるかちょっとわかりませんが、今の21号バイパスが単なる通過点ではなくて、何とか新しい商業地ができて、そのところで、施策の中にも市街地周辺における宅地開発の計画的な誘導という部分もございますので、そうしたことをもって何とか住んでいただけるというような形をとっていきたいと思います。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

伊崎公介君。

1番（伊崎公介君）

ありがとうございます。21号バイパス沿いに商店がたくさんできて、そこから御嵩町の旧市街の方にも人が押し寄せてくれるというようなことができればありがたいと思います。ぜひともそういうことで期待しておりますので、よろしくお願いします。終わらせていただきます。

議長（鈴木元八君）

それでは暫時休憩をいたします。

午後からの一般質問は1時に開催する予定ですので、よろしくお願いをいたします。暫時休憩します。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続きまして、一般質問を続けたいと思います。

9番 佐谷時繁君。

9番（佐谷時繁君）

議長からお許しをいただきましたので質問させていただきます。

少し大げさな題目になってはいますが、一括交付金についてということで、まず最初に町長にお伺いをしたいと思います。

今、地方との協議の中で、国が用途を定めたいわゆるひもつき交付金について、2011年度、来年でありますけれども、まず都道府県に対して原則自由に使える方向を打ち出しております。そして2012年になりますと各市町村に拡大し、交付金化するというのが国の大きな方向として打ち出されております。いろんな意見があるようで、各自治体においては、そのようなことは困るという意見もありますようですが、このことによって国の負担金がかなり減るのではないかなという試算も新聞等々で出ております。いわゆる国が補助金の交付先を差配する箇所づけは廃止すると。要するにひもつきですね。これはこの部分にしか使えませんよというようなことで、ある意味では国が地方自治体をコントロールするということで、今までこのようなことがずうっと行われていたということでもあります。そのことによって地方がなかなか動きがとれなかったという部分もあるんですけれども、逆に交付金化されたことによって、地方の力量が問われるのではないかなという気がいたします。国の方に、あるいは県の方におんぶにだっこで、その方向性に従ってやればよかった時代ではないのではないかと。ということは、私も議会もそれ相応の覚悟を持たなければなりません。それから、まず一元的といいますか、まずは首長、あるいは行政サイドがこのことをきっちりと受けとめて、町民の意向、このまの行く末について真剣に議論しながら進めていく。よく言われますけれども、あれもこれもという時代から、あれかこれかということ。今しきりに使われている言葉でありますけれども、こういう方向になってきたのではないかなというふうに思っております。

まず国の方向ですけれども、ただ、インフラ整備等々がおくれている地域や、あるいは行政コストが割高な離島などについては国の方も配慮する特例を考えているというようなことも新聞等々で報告されております。根本にあるのは、くどいようですけれども、今までのように税収が大幅にふえる、あるいは右肩上がりの経済成長、あるいは人口も従来どおり人口増につながるというような幻想は、もはや夢の夢だということだと思っています。国も我々地方自治体もその辺のところは腹に入れて、これからの町行政の目線を町民サイド、住民サイドに置いてやらなければならないということは言うまでもありません。

くどいようですけれども、この国の方向性ががっちり固まり、交付税措置で各自治体の裁量権でその市町の対応を的確にやりなさいということになってきますと、いろんな意味で真の力が問われるのではないかなというふうに思っています。そのことについて細かな数字等々についてはここで申し上げませんが、現状の認識と、町長のこのことについての基本的なお考えを聞かせていただければと思っております。大変抽象的な質問になりますけれども、ある意味では基本的な部分だと思っていますので、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、これも事前をお願いをしておりますけれども、丹羽教育長に対してであります。ちょっと唐突な感じがしますが、中学校にブラスバンド部の創設をどうでしょうかと

いう、これは提案であります。以前に教育委員をされておられました方から、この方は学校の校長先生の経験もある方なんですけれども、この方から、数年前からブラスバンドを何としてもつくれというようなお話を私の方に直接・間接に聞かせていただいております。そのことがなかなか一般質問の中で具体的に質問できなかったんですが、今回、このことについて質問をさせていただきたいということであります。

まず、このことで一番頭をよぎりますのは、町にもお金が足りない、予算が大変厳しいということは皆さん御存念のとおりでありまして、このことを考えたときに、約500万円近くかかるんじゃないかと言われているブラスバンド部をつくるということについては、かなり抵抗もあるかなという気はいたしております。

ただ一つ、私、合っているかどうかわかりませんが、私の例として申し上げますと、私は四国の愛媛県の学校でありますけれども、そここのところでプールをつくりたいと。昭和30年代だったと思いますが、小学校時代ですから、プールをつくりたいという話が持ち上がったときに、とてもじゃないけれども予算的に当時無理だということで、始めたのが1円貯金でした。ですから、皆さん、何かのおつりと、今の考え方でいきますとかなり1円の値打ちが違うと思いますけれども、1円貯金をやっていく。そのことによって膨大な金が出て、建設費をすべて賄えるということではなかったと思っていますけれども、そういう運動に対して、地元出身の方、あるいはPTA、あるいは地域のいろいろな方々が積極的にそのことに賛同していただいて、子供たちに何とかという思いで、見事に何年か後に完成しました。当然私どもが卒業した後でありますけれども、方法としましては、町が全面的に必要な経費を出してつくるということではなくて、そういうことで皆さんのPTA、あるいはこれはやっているかどうかわかりませんが、廃品回収等、あるいはPTAの皆さんのいろんな活動の中で少しでも捻出する。そのことが、きょうあす、わかりました、それじゃあというわけではなくても、皆さんで一歩二歩前進する中でブラスバンドということはどうだろうというふうな提案であります。

これは、情緒的とか、いろんな意味で私は効果があると思っていまして、一応資料をいただきました。皆さんのお手元にもあると思いますけれども、可児市はブラスバンド部のある中学校は五つですね。我々と財政規模も違いますけれども、五つ。それから美濃加茂市が二つですね。それから、市町村でいきますと八百津が一つ。八百津は中学校が二つしかありませんけれども、そのうちの1校で、八百津中学でブラスバンドがある。白川町もしかり。東白川、これは本当に小さな村でありますけれども、ここも東白川中学校でブラスバンドがあります。

ですから、このようなことを考えましても、御嵩町は組合立を含めて中学校が三つあるわけなんですけれども、残念ながらブラスバンドというものがありません。ぜひこういうことをしんしゃくしていただいて、何とかこのことについて一歩踏み出していただければというふうに思っ

ております。これは今、教育長に御答弁をいただくことになっております。

それから、もう一つは芝生ということであります。

単に芝生といってもおわかりにならないかもしれませんが、前回、私はこのことについて質問をさせていただいています。具体的にインターネット等々でいろんな角度から調べまして、資料もとって皆さんに一部御披露したと思いますけれども、実際に具体的に芝生で運動場等々を整備されているところがかなりふえてきています。御案内のように東京都は全面的にそういうことをやりたいということでありまして、OECDに加盟している国については、ほとんど当然のごとくに学校に芝生ということになっております。

これについては、メリットとデメリットがあると思っています。メリットとしますと、いつでも青々とした芝生の上で伸び伸びと運動する。あるいはこけてもさほどの大きなけがはない。はだしで走れる等々あります。それから、それを維持管理するために、PTAを巻き込み、生徒さん自身が一步踏み込んでそういうことにかかわれるというような協調性等々も出てくるんではないかというふうに思っています。ただ、デメリットも私はあると思っています。これを維持管理するについてどのぐらいの経費がかかり、どのぐらいの人的な行為が必要なのかということも当然出てくると思っています。ですから、前、かなり堀参事の方で研究をしていただいたと理解しておりますし、当時私は、具体的にそのことについてこういうぐあいで行っていますよと。たしかニュージーランドの先生がそれを、日本海側の島根か鳥取だったと思いますが、持ち込んで、かなりそれが成果を上げているということも、具体例としてこの場で申し上げました。

そのようなことで、まず学校で始めるということになってくると、いろいろまだまだ大きな面積とか使い勝手とかあると思いますので、私がまず提案したいのは、消防グラウンドが、ある意味では、今消防に使っているだけなんで、遊んでいるという状況だと思いたいますが、あそこに試験的にやっていただいて、その成果を見ながら、これでよしということであれば、一步一步具体的に進んでみたらどうかというふうに思っています。

当時のことを、一般質問させていただいたときのことを今頭に浮かべてみますと、絵もありましたけれども、運動場にぽこぽこっと掘って、そこにそれを植えますと、ものの数ヶ月で青々としたものなるということなんですね。そこをはだしで子供さんたちが大いに運動等々で体を動かしているという光景がありました。これは確かにいい部分だけを取り上げているということもあると思います。その分は差し引くということも考慮しながらですが、くどいようですけれども、まず始めてみたらどうかというふうに思っています。

もう一つの効果は、このことによって学校と地域とPTAがお互いに、言われている協働ですね。これから財政的にどう考えても、町行政が幾ら踏ん張ってもなかなか苦しいです。税収

の問題もありますし、高齢化がありますし、難しい時代になっていますから、そういうところでみずから努力し、汗をかくというような気風がこれを一つの起爆剤として行えれば、大変このまちにとっても結構なことではないかというふうに思って、再度この芝生をということについて質問させていただきました。

先ほど議長から、質問等も簡単・明瞭にと言われましたので、質問については以上2件、私なりに簡単・明瞭に質問させていただきました。答弁のほどよろしく願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

ありがとうございました。

それでは、渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

佐谷議員の一括交付金についての御質問にお答えいたします。

先ほどから申し上げておりますように、全国町村長大会がございました。先ほどお話が出ましたTPPについても、いわゆる町村というのは宿命的に農山漁村ということになってしまいます。そういう意味では、このTPPの参加については大変危機感を持っているということで、特別決議として反対の決議をしてまいりました。重点決議の中に、また意見の中に、地域主権改革についても含まれております。

一括交付金という考え方につきましては、民主党の小沢前幹事長の指摘から始まったものがあります。少しちょっと例をとりますと、福井県福井市、今現在福井市になっておりますが、美山町ではスキー場問題がございました。いわゆる融雪設備を必要とした。その補助金を得るために国土交通省が出した条件というのが親雪、雪に親しむ事業についての事業を展開すれば、この融雪設備が補助金つきで建設できると。結果的に予定になかったスキー場をつくってしまったというようなことで、いかななものかということから始まったようであります。

これについても特別決議として行っております。先ほども早川議員の御質問の中にもありましたが、まず1点目は、市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと。また、地域主権改革を実効あるものにするための次の事項を実現することということで、4点上げております。国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。2、義務づけ、枠づけの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。3、国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。4、都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性にゆだねることとしております。

また、一括交付金については、一括交付金化を国の財源捻出の手段とせず、総額は、少なくとも対象となる補助金、交付金の額と同額を確保すること。また、制度設計に当たっては、町村が地域の実情に応じて活用できる自主性の高いものとするとともに、地域間格差が生じない

よう、財政力の弱い自治体に手厚く配分することとしております。

当町が内閣府副大臣からの伺いについて回答をいたしております。これは私の回答ということになるわけですが、今の内容と非常に近いものでありますが、ちょっと朗読をします。

従来の補助事業を実施するに当たって、補助率が高い事業については、自治体の持ち出し分が少ないことにより、事業にかかる全体経費の削減の努力が欠けていたきらいがある。現在支出されている補助金の使途については国により定められ、受け取る自治体の裁量が制限されているのが実情であるが、今回導入が検討されている一括交付金については、地方の自主性や使途の自由度が確保されることが期待される。一括交付金は、補助金と違い、各種申請行為が不要となるため、現在の補助金に関連した事務費や人件費の削減ができる。一括交付金の導入に当たっては、交付される金額の算定について、地域間の公平性や算定基準の透明性を確保願いたい。また、導入に伴い、現行補助金の補助率や補助額の減額がなされないような配慮をお願いしたいという回答を伝えております。

この件について期待させる点というのは、今申し上げたような話になりますが、具体例を挙げますと、今回、庁舎内のエアコンの取りかえを行いました。当初の事業関連の方々の見積もりによって、約8,000万円という予算計上がなされたわけではありますが、その中のいわゆるグリーン・ニューディールの関連での交付金、これは交付金でありましたので、額については決定ということで4,000万円をいただきました。安くできる方法ということを考えまして、いわゆるプロポーザルによって設計から施工までのすべてを提案いただきました。6社参加していただいたわけではありますが、その中で最も効率もよく、また安いということで、4,700万余りでこの事業がすべてできました。結果的には、御嵩町からは700万余りを支出したのみにとどめることができたというのが現状であります。もしこれが補助率50%ということであったとしたなら、4,700万の2分の1ということになってきますので、少なくとも御嵩町の支出分はかなり多かつたであろうということは考えられます。こういう点については努力のかけがあるという意味で、一括交付金に期待される点であります。

懸念といたしましては、現在どうも議論されておりますのが、補助金の80%ほどに圧縮されて交付されるのではないかと。結果的に国の財源捻出の手段とされようとしているのではないかと懸念がございます。そしてもう1点が、これは財務省から内閣府に財源が移され、内閣府によって配分されると。もともと財源を持たない内閣府が仮に配分されるとして、何を根拠にされるのかなどが非常に疑問点としてあると。結果的には前の配分どおりの形になるのではないのかというようなことがありまして、いわゆる財源が少ない弱い自治体については、少なくとも懸念をお持ちであるようであります。

また、岐阜県の古田知事は、この件に関して、実は全国の知事会の方で非常に発言が注目を

浴びております。といいますのは、古田知事の場合は、これは税源もセットでないと一括交付金というのはだめなんだということをおっしゃっている。地方自治体の首長として、ある意味、国が歳出カットをねらって行うとしたら、それは本末転倒であるという考え方をされているようでもありますので、この古田知事の言動にも今後注目してまいりたいと思います。

私はもともと派手な行財政運営をするつもりはありませんので、国がお決めになることではありますけれど、粛々と町の経営を今後もしていきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上であります。

議長（鈴木元八君）

丹羽教育長。

教育長（丹羽一仁君）

まずもって、二つの御提案をいただいたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

一つ目の、中学校にブラスバンドの創設をということにかかわりましてお答えを申し上げたいと思います。

議員も御出席いただきましたけれども、11月20日の御嵩町音楽祭での東濃高校と可児工業が組んだもの、それから東濃実業高校が1校であったブラスバンドの迫力ある演奏は、ほかの作品も大変すばらしくあったわけで、他の作品とともに多くの方の耳に残っているということを思っています。声ではなく、楽器で作品をつくり上げていく。大勢で工夫しながら、互いを大切に作品をつくり上げ、できばえに浸っていく。聞く人に活力や満足感を与えながら、自己充実感を味わっていく。ブラスバンドのよさですと、ある指導者がおっしゃっておられました。佐谷議員さんのお考えと全く同じだなというふうに思っております。ブラスバンドのある学校に私も勤務しながら、所属している部員たちはこの心をはぐくんでいるんだなあということを感じてきました。本当に御提案ありがとうございました。かねがね創設できないものかと、過去のそういった体験の中からもそう思っていましたし、共和中学校にブラスバンド部があれば、兼山小学校で金管バンドに取り組んできた感性や技能が生かせるのにとということで、残念に思う今の共和中学校生徒もいるのではないかなあということを思っています。

しかし、議員も今おっしゃいましたように、創設にはやはり課題がありまして、その一つが、一つの楽器が大体20万円から30万円かかるということです。小編成、大編成があるんですけど、小編成は大体30人なんですけれども、30人で、安い方で計算しても、先ほど500万円とおっしゃいましたけれども、600万は最低要ります。それから、購入した金額の約10%ぐらいが、毎年の修繕等を含めた維持費にかかるというような、予算というような点についてかなり高額なものが予定されていかなければならないということと、二つ目は、御存じのとおりなんですけ

ど、少子化で、各学校とも既存の部活が廃部傾向にあるということでもあります。ですから、ブラスバンドが成立、そして存続するかどうかということについても、極めて現状、私自体はまだ不明確であるというふうに思っています。さらに、ブラスバンドを指導する指導者、音楽の先生ということになることが多いんですけども、音楽ができれば必ずブラスバンドが指導できるというふうではないという現状で、私も大変苦勞した体験があるわけです。

しかし、議員さんを初めとして、ブラスバンド創設の願いを持つ人は、先ほど申し上げましたような生徒や、あるいはその保護者の方々の中にもきっとあるのではないかとこのように思っております。町当局の関係者の理解を得た上で、こうした方々、すなわち生徒や保護者の方々の願いの盛り上がり状況というものをもとにしながら、創設について検討してまいりたいということを思っておりますし、先ほど1円貯金というふうにおっしゃったわけですけども、その盛り上がりの中で、方法的にそういうものについても加えて考えていけたらというふうに思っております。

それから、芝生化ということですが、まず小・中学校の芝生化ということを私は前提にずうっと考えてきておったわけです。今、議員さんもおっしゃいましたように、はだして走れる、あるいはそこへ給食を持って行って一緒に食事ができる。あるいは、小さいかもしれませんが温暖化抑制、それからグラウンドがヒートアップするというようなことを草によって抑制すると。中には風が強く吹いたときの砂塵防止というようなことで、メリットというのはたくさんあるというふうに私は思っております。ですから、現在、校庭の芝生化を進めているところも、岐阜県でもありますというふうに申し上げ、先ほどおっしゃいましたように、鳥取県の辺ではかなりこれが進められているという現状です。

しかし、これまたおっしゃいましたように、芝生化による課題もあるということで、走ると滑る。それから芽吹くときに、あるいは補植後は使用できないということ。それから、ダイヤモンドを使う野球には、その部分で不向きであると。それから、結構でこぼこができて転ぶというようなことがあるということですが、もっともっと大きな課題は、これも議員さんおっしゃいましたように、管理にあるようです。定植後、除草、補植、芝刈り、そして灌水ですね。特に除草は一本一本丁寧に抜き取る必要があります。しかも、次から次へと雑草というのは発芽してくるわけですから、多くの人手が、しかもコンスタントに必要になってまいります。また、灌水は特に夏季に必要で、これもことしのような暑さだと、連日欠かさないようにしなければならなかったと。ある地区では、芝生を植える前にスプリンクラーをつけまして、タイムつきで対応してきたというようなお話をお聞きしております。

ちょっと話は変わりますが、私が以前に勤務した学校では、その少し前に、近隣3校が時を同じくして運動場の芝生をはがしてしまいました。運動場に大きなはがした山がありました

ので、これは何だろうと思ったときにそういうことがわかったわけでございます。この理由は、管理がやっぱり円滑に進まず、雑草が生え、穴ぼこができて危険だと。それから雨後の濁きが遅い。それから、先ほど申し上げました発芽時、補植直後は使えないと。それから、種目の中に大縄跳びというようなものを例えば使ったときに、大縄跳び等が地面をこするわけですから、芝生を取ってしまうというようなことで、そういう芝生がはがれる運動は控えなければならない等々の理由があったようです。すなわち、先ほど課題として申し上げたことと大変よく似ている部分があるなあということを思っております。

調査した地区では、すべてが管理についてはPTA、これはPTのTが入っていますが、Pだそうです。Pによるボランティア活動を期待しておられました。先生方は一切それについては、学習の方に力を入れてほしいというようなことで、そちらに時間を費やすことのないようにというような配慮があるようです。

芝生化に関することにつきましては、定例会で町長答弁にもありましたように、地域やPTAの方々为本当にその気になっていただくということが必要だというふうに思っております。現在、町内6校からは、そうした要望、すなわち芝生化というようなことについての要望は、学校もPの方も含めて私の方へは伝わってきておりません。ですから、そんなような状況の中で、運動場の芝生化というようなことについては、現状では大変困難なことだというふうに判断をしております。

総合グラウンドという、今お話をいただきましたが、これもよく考えてみなければならないわけですが、だれに管理を依頼するのかということが大きな課題になってくるのではないかなということを思っております。

いずれにしましても、2点とも本当に提案をいただきましたことにつきましては心から感謝を申し上げまして、答弁を以上のようにさせていただきます。ありがとうございます。

[9番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

佐谷時繁君。

9番（佐谷時繁君）

町長の方からは、いろんな角度から答弁をいただきました。なかなかこれも一筋縄ではいかないということはわかっておりますが、こういう動きになったことは、もともと国の財政が厳しいんで、自分たちで始末しようよというのがどうも根底にある国の方針のような気がしております。その分各自治体が腹をくくって、しっかり汗をかいてやるといういい機会に今後なるのではないかなあというふうに思っています。

それから、今、教育長の方から答弁をいただきました。なかなか率直な答弁だったというふ

うに思っています。プラスバンドにつきましても、大変財政的な問題、あるいは少子化に対する問題等々、山積みだと思っています。

ただ、全体の感じの中で、今回の一般会計の予算の中で、教育費の占める割合が8.77%というところに金額的にはなっています。これは先進国、OECDの中でも大変低い教育費の配分だというふうに言われております。このようなことを考えたときに、子供の将来に対して行政としてもきちっとした対応の中の一環としてプラスバンドということを申し上げました。大変ハードルは高いと思っていますけれども、今のような答弁を踏まえながら、一步一步前進できたらなと思っています。

それから芝生については、私自身もそんな気がしています。ただ、まず飛び込んでみるという。私はよくプールを例に出すんですが、しっかり準備運動して、それでさあといったときには、見事に泳ごうと思うと、まず水の中に入ることが第一、肝心だと思っています。その準備運動として南山台で一度やってみたらどうかと。維持管理等々については、私どもの方も、あそこは南山台東・西の団地の上にありますので、各自治会でボランティア等々の方に、今、南山台西ではボランティアグループがありますので、そういう方に御協力を願うというのも一つの方法かなあとと思っていますから、非常に難しいことは常々、何事についてもメリットがあればデメリットもある。一つのことをクリアしようと思うと、大変ないろんなことがある。それを乗り越えてこそ真の自治体というか、皆さんに、住みたいまちだねえ、住み続けたいまちだねえという御嵩町ができるというふうには私は思っています。いろいろ難しいことがあるのは今の教育長の答弁でも重々私もよく理解しましたし、ますます私自身も勉強したいと思っていますけれども、一般論ですが、前向きな姿勢ということもぜひお考えを願って、今後の教育行政にもかかわっていただけたらなというふうな思いをしております。いずれにしましても率直な答弁をいただきました。終わります。

議長（鈴木元八君）

続きまして、6番 大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

では、議長よりお許しをいただきましたので、大きく分けて2点につきまして質問をさせていただきます。

1点目に、白血病ウイルス、通称HTLV-1の制圧を目指してという思いから質問させていただきます。

耳なれない言葉かと思えますけれども、このヒトT細胞白血病ウイルス1型というウイルスは、死亡率の極めて高い、成人T細胞白血病、通称ATLと言いますけれども、この病気とか、また進行性の歩行、排尿障害を伴う骨髄疾患（HAM）などを引き起こすウイルスであります。

この成人T細胞白血病というのは、元宮城県知事でしたが、浅野史郎さんという方が昨年発症されておりまして、今こういったことが浮き上がってきておりますけれども、旧厚生省の研究班におきまして、1990年に感染者が全国で120万人、そしてATLの患者数は700人などとする報告書がまとめられ、しかしそのときは、感染者は自然に減少するとか、全国的な対策は不要との見解を厚生省は示しておりました。しかし、2008年の再調査におきまして、感染者は全国的に減少したものの、関東などでは増加し、ATLの患者数も1,000人以上と拡大していることが明らかになりました。感染者数は、B型・C型肝炎などに匹敵する人数となっています。また、骨髄疾患（HAM）の発症者は、激痛や両足麻痺や排せつ障害に苦しんでおられます。一度感染すると、現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていません。旧厚生省の重大な判断ミスだったと言えるのではないかと思います。

一方、1990年の調査で感染者が多かった長崎県においては、即感染予防対策に取り組みました。結果、2008年の調査では感染者が減少しております。専門家の間で「長崎方式」と呼ばれる県の対策が功を奏したもので、全国のモデルケースとして注目を集めています。

長崎方式とは、妊婦健診時にウイルスの抗体検査を実施、これは県では2008年度から全額補助をされています。感染が判明した妊婦に対して、母乳を与えずに、粉ミルクなどの人工栄養で育児をするように推奨。感染者から生まれた子供の追跡調査までを行いました。これは87年に、行政、長崎大学医学部、医師会などから成る連絡協議会を発足し、母乳を介した感染の防止と、ATLの撲滅を目指す中で確立したものであります。長崎県ではこれまでに20万人を越す妊婦が抗体検査を受け、約8,000人の感染者を確認。同協会の会長である長崎大学の増崎教授は、約1,000人の母子感染を予防し、50人のATL発症を予防したと推測できると成果を強調しています。さらに同協会の研究では、感染率について、感染者からの母乳栄養では22.4%、人工栄養では2.9%と、大きな差があることも突きとめました。教授は、次世代には年間のATL発症者ゼロを展望できるところまで来たと語っておられます。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子供に感染する母子感染が6割を占めています。このウイルスの特徴は、感染から発症まで数十年かかるということです。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに母乳で育て、数年後に自分自身が発症し、我が子に感染をさせてしまったとわかったときの苦労は、言葉では言い尽くせないものであります。

本年9月8日には、患者団体の代表の方が、先ほど申しました元宮城県知事の浅野史郎氏、そして公明党の議員とともに菅総理に面談をされ、要望を受けた菅総理は、母子感染予防のために全妊婦抗体検査を来年度から全国一律公費で行う。官邸に特命チームを設けて、ヒトT細胞白血病ウイルス1型撲滅への総合対策に乗り出すとの決断をされたということですが、我が町の担当部局におかれましてはどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

2点目に、9月議会で発達障害者支援事業を23年度より実施するとの御答弁をいただいておりますが、今回は、学校教育現場などにおける特別支援教育について、教育長にお伺いしたいと思っております。

今、教育現場ではこのような子供さんがふえております。A君は、学校の授業中に落ちつきがなく、おしゃべりしたり、教室の中を走り回ったり、それでいて時々先生の質問が終わらないうちに勝手に答えてしまう。宿題は忘れがち。落ちついていると思うと、頭の中で空想がわいているのか、名前を呼ばれても気づかないというようなことがある。また、B子ちゃんは、相手の気持ちを理解しにくく、自分の意思もうまく伝えられない。自分が思っていたことと違うとかんしゃくを起こすこともある。相手の言葉を文字通り受けとめてしまい、お母さんが「猫の手もかりたいほど忙しいわ」と言ったら、本当に猫を探しに行ったというように、そういった子供が見受けられます。授業に集中できず、宿題を忘れる不注意。落ちつきがなく、授業中に歩き回る多動性。質問が終わる前に答え、順番が待てない衝動性。A君は発達障害である注意欠陥多動性障害と診断され、B子ちゃんは、やはり発達障害の一つであるアスペルガー症候群と診断されました。

数年前ですが、文部科学省が担任教師の回答をもとにまとめた調査によりますと、知的障害はないものの、学習面か行動面で著しい困難を持っているとされる児童・生徒は、通常学級で6.3%に上り、どのクラスにも1人か2人はこうした子供がいる計算になるということでした。学校や幼稚園、保育園には長期慢性疾患で悩む子供もたくさんいます。さまざまな困難を抱えた子がクラスにいるのが当たり前のことになっていきます。障害のある子もみんな一緒に過ごせるような理解と支援が必要となってきたことから、アスペルガー症候群や学習障害など、脳の機能障害を原因に、主に幼児期や学童期にあらわれる、言葉や行動認知などの発達の遅れのある子を支援する発達障害者支援法が平成17年に成立いたしております。知的な障害を伴わない発達障害の子は、普通の子供と区別が難しいので、問題行動が本人や親のしつけによるものと誤解されてしまい、いじめや引きこもりなどの二次的障害を招きかねないという問題点があります。

このような実態を踏まえ、支援法は、国と自治体に発達障害に対する医療、教育、心理的な援助を行うよう求め、周囲にいる人の理解と協力を得ながら、発達障害の子供を抱える保護者への支援、個性に応じた就労支援など、生活全般にわたる支援を行うことを定め、専門家の育成や発達支援センターなどの体制の整備を求めています。現在では県内にも発達障害者支援センターが設置され、相談窓口となっています。

歴史上偉大な仕事をした人の中にもこのような障害を持っていた人がいると言われております。アインシュタインやエジソン、坂本竜馬などもそうと言われております。周囲が理解をし、

支えてあげることで、その人にしかない才能が開花した例だと思います。障害を個性ととらえる優しいまなざしと支援が必要であります。今の社会に求められている視点ではないでしょうか。

先ごろ尾道市で開催されたセミナーにおいて、発達障害児療育通園を運営される畝クリニック院長は、発達障害児の療育について次のように話されております。

発達障害児の療育は、発達の促進、集団への適応、異常行動の減弱、予防を目標としています。環境に対する適応障害なので、できるだけ環境を整えてあげれば軽くなります。遊ばせて、褒めて育てるのが療育であります。我々医者は、発達障害を早く見つけ、就学前に適切な療育をすれば問題は解決されると思っていましたが、療育の上に義務教育や特別支援教育の段階で適切な支援教育が乗ってこなければ、社会的自立に至らないということがわかってきましたと語り、継続した療育、教育体制の整備が必要との見解を示されております。

また、長野県松本市では、発達障害のある子供がふえる中、今年度から発達障害児支援システムが始まりました。障害を持った子が生活する保育園や学校などを療育の場と位置づけ、専門家から成る支援チームが巡回支援をします。このチームには、医師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、保健師、教育相談員、保育士、ケースワーカーなどが所属し、3人から4人一組で保育園などを訪問し、障害児への支援について現場の職員から相談を受けるものです。このような発達障害児と直接かかわる幼稚園、保育園、小学校の職員をサポートする体制が必要と考えます。

そこでお伺いをいたします。御嵩町の小・中学校におきましては、発達障害のある児童・生徒数の推移と現状についてお聞かせください。

二つ目に、発達障害に対する見解と対策について、教育長にお伺いします。

最後に、デイジー教科書についてであります。文科省の調査によりますと、読み書きが困難な児童・生徒は、通常学級在籍者の2.5%を占めるとされています。こうした児童・生徒の学習を支援する手段として、教科書の内容をデジタル化し、パソコン上で音声と文字などを同時に再生できる、マルチメディアデイジー教科書というものがあります。学習障害のある児童は、文章の行を飛ばしたり、左右を反転させた文字に見えるなど、通常の読み書きが難しいとすることがあります。このデイジー教科書は、パソコン画面に大きさを変えられる文字で文章を表示、音声で再生したり、音声に対応する箇所を違う色で目立たせ、児童の読む負担を軽くし、理解を助けることができます。全国的にもまだまだ学校現場での普及がおこなわれているとお聞きしておりますが、御嵩町におきましては、各学校への普及についてはどのようになっておりますでしょうか。発達障害のある児童・生徒の学習を支援するツールとして、積極的に活用していただきたいと考えますがいかがでしょうか、御所見をお聞かせください。よろしくお願

いたします。

議長（鈴木元八君）

それでは瀨瀬部長。

民生部長（瀨瀬久美君）

それでは、大沢議員の質問にお答えいたします。

質問は、白血病ウイルス制圧を目指してであります。

議員御指摘のように、このHTLV-1は、白血球の一種であるリンパ球に感染するウイルスで、このウイルスに感染することによって、成人T細胞白血病（ATL）や、脊髄疾患（HAM）を発症すると言われております。このウイルスに感染した細胞が脳や脊髄内に浸潤することにより、筋肉が硬直し、手足の運動機能が著しく阻害される麻痺などの発症や、膀胱機能や直腸を支配する脊髄のうちの仙髄に及べば、排尿や排便障害を起こすことが確認されております。

厚生労働省によりますと、国内でのHTLVの感染者数は約110万人と推定をされており、発症していない、いわゆるキャリアの状況となっており、そのキャリアの分布状況は拡大してきている。つまり、全国的な広がりを見せているという状況になっております。

こんなようなことから、厚生労働省は11月1日に、母子感染予防策を実施することが必要で、妊婦健康診査における当該ウイルスの抗体検査を積極的に実施することが必要だとして、妊婦に対して当該ウイルスの正しい知識の普及、これまでの妊婦健診公費助成に抗体検査を追加することを決定しております。町としましても、平成23年度当初予算において、妊婦対象に14回の検査を行っている現行妊婦健康診査の中に、HTLV-1抗体検査を追加する予算案の編成作業を行っているところであります。

町では、年間約140人前後の出生があります。母親自身がHTLV-1に感染しているが、その発症まで、先ほど説明のありましたように数十年の期間を有することや、全く発症しないで、キャリアとして感染を知らずに子供を産み育てていく状況下で、我が子に感染を拡大していくことの悲惨さを解消するため、当該ウイルス感染の抗体検査を行い、検査により陽性と判断が出た場合、感染者の不安に寄り添い、サポートしていく体制導入も視野に入れた取り組みを行っていく計画であります。

なお、周知につきましては、広報、妊婦学級及び母子手帳交付時に徹底をしていきたいと考えております。

次に、HTLV-1対策についてのポイントでございますけれども、1が発症予防法の開発、2が母子感染拡大防止、3が相談体制の整備であります。患者が患者の相談に乗るピアカウンセリングの普及が必要であります。これは、患者の言葉にならない気持ちを受けとめて、共感

したり、情報の提供や相談を受けるというものであります。4として、治療法の研究・開発なども喫緊の課題であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（鈴木元八君）

丹羽教育長。

教育長（丹羽一仁君）

大沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、御嵩町小・中学校において、発達障害のある児童・生徒の推移と現状についてでございます。

御存じのとおりでございますけれども、御嵩町では、町当局の温かい理解のもとに、小・中学校に支援員を配置し、発達障害だけじゃなくて、発達障害のある児童・生徒等の学習支援や生活支援を行っています。翌年度の配置計画を立てるために、毎年8月に支援を必要とする児童・生徒数とその内容を調査しています。医療機関等での診断結果も含みますが、支援員配置による支援を特に必要とするという教師による観察データに基づいた数字であることをお断り申し上げながら、過去4年間の数字をちょっと申し上げていきますのでよろしくお願いいたします。

それによりますと、小学校では、19年度からスタートします。19年度が0.56%。あとパーセントを取ります。20年度2.62、21年度1.46、22年度、今年度、来年度に向けての調査の中では2.09です。続いて中学校では、同じ順序でいきまして、1.13、2.29、1.67、2.53となっています。関係ないかもしれませんが、小・中で合わせて見たときに、同じ順序でいきまして、0.77、2.49、1.54、2.26というふうになっています。したがって、今年度8月現在では、小学校では2.09%、中学校では2.53%、小・中で2.25%というふうになっているとお伝えを申し上げます。

続きまして、発達障害に対する見解と対策ということでございますけれども、発達障害につきましては、先ほど議員のお言葉にありました発達障害者支援法の第1章の第2条1項で、自閉症等、いろいろ障害名が出てくるわけですが、自閉症等の障害名を上げながら、脳機能障害であって、症状が通常低年齢において発現するものというふうに定義をしています。また第2章の第5条第2項では、市町村教育委員会に、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないというふうにしています。さらに同じ章、第2章の第6条1項では、今度は市町村に対して、早期の発達支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう求めています。早期発見・早期発達支援が発達障害者の自立、それから社会参加に最も大切なことだということであって、私もそういうふうに認識をしているところであります。

早期発見・早期発達支援の対策のまず一つとして、教育委員会では、適性就学指導委員会に

よる調査、判定を実施しておりますし、例えば福祉課の主催するいきいき夢会議に参加したりして、そうした早期発見・早期発達支援の具現に努めています。また小学校では、校長と幼・保育園長との懇談会を定期的実施したり、双方の職員が互いに訪問し合ったりして情報の交流に努めています。

二つ目ですけれども、また先ほど述べましたように、教育委員会では、町当局の温かい理解を得て、現在、町内小・中学校に14名の支援員を配置して、学習支援や生活支援に当たっています。

先日、学級編制調査というようなことで、県の教育委員会から調査員が来られましたけれども、その数字を見ながら、充実ぶりに感嘆の声を上げておられました。発達障害と思われる児童・生徒への支援にも大きな力になってもらえているというふうに思っております。各学校では、こうした支援員の配置が非常に効果大きいということをととても感謝しながら、さらに増員を求めているのが現状であります。

三つ目になるわけですけれども、また4年目に入っている御嵩町自立支援事業というものを行っているんですけれども、自立支援事業では、教育相談コーディネーターを中心に、幼・保、小・中の教育相談担当者、小・中学校の生徒指導担当者、そして町に配属されておりますスクールカウンセラー、それからオアシスなんかにあります適応指導関係者と、これまた大変ありがたいわけですけれども、福祉課発達障害担当者から成る自立支援会議を持ちまして、発達障害についても発見や支援のあり方等の検討を重ねています。この事業については、高い評価を得て、昨年度、県の教育委員長表彰をいただいたというものでございます。

ここで、先ほどコーディネーターと申しましたが、このコーディネーターは、発達障害に係る相談等に特に対応するため、幼・保、小・中学校訪問による職員の教育相談、それから保護者の希望者がたくさんあるわけですけれども、保護者の相談、それから教職員研修、講演会等で1週間週2回、2日間来てもらっているんですけれども、2日間の時間の切れ目ない活動をいただいているということでございます。

三つ目の御質問、デイジー教科書でございますけれども、御存じのとおりです。デイジー教科書については、現在、教科書無償給付の対象にはなっておりません。全国的にもその広がりはいささか小さいようです。御嵩町ではまだ使用していません。この地区でも使われていないということでございます。先ほどお話にありましたように、読むことに障害のある児童・生徒に特に効果が大きいということですが、この本はボランティアによる作成だということで、大量生産ができず、入手までには時間がかかるというようなことも、調べましたら出ておりました。

いずれにしても、デイジー教科書というもののよさ、それから購入の手続、それから使用方法等につきましては、今後も学校に紹介をしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

[6番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

民生部長さんにおかれましては、ほぼ完璧な御答弁ありがとうございます。

本当に母子感染で次々とうつっていくということでもありますので、ここで制圧できるようになればと思っております。ありがとうございます。

発達障害者の支援につきましては、教育関係者の皆様方も非常に頑張ってやっていただけている現状を教育長よりお聞きいたしましたけれども、本当に現場での対応、小学校・中学校の中での担任の先生とかの対応、また周りのお友達、またそれに伴います保護者の方のこういった発達障害に対する理解とか、そういったことが現実現場では必要じゃないかなと痛切に感じておりますので、先生方の知識をつけていただくというのは本当に当たり前のことなんですけれども、それに加え、生徒、またその保護者の方への発達障害に対する理解も深めていただけるように今後お願いしたいと思っております。

そういったことをお願いして、質問を終わりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（鈴木元八君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月17日の午前9時より開会しますので、よろしくお願ひをいたします。

この後2時15分から全員協議会を開催しますので、第1委員会室にお集まりください。

また、その後議会運営委員会を第2委員会室で開催しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時07分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員